

2026 年 保険モニタリングレポート

2026 年8月

目次

はじめに	2
I. 保険市場の概況	3
II. 保険ビジネスを巡る動向について	7
1. 生命保険会社	7
2. 損害保険会社	12
III. 財務・リスク管理について	19
1. 財務の健全性の確保	19
2. グループガバナンスの高度化	25
3. マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策	27
4. サイバーセキュリティ対策	29
5. 経済安全保障上の対応	30
IV. 顧客本位の業務運営について	32
1. 営業職員管理態勢の高度化	32
2. 保険代理店における募集管理態勢の高度化	33
3. 外貨建保険の募集管理等の高度化	35
4. 乗合代理店向け保険商品の販売手数料等に関するモニタリング	38
5. 障がい者に配慮した取組	42
V. 保険業界の信頼の回復と健全な発展に向けた対応	43
1. 損保有識者会議・金融審損保 WG を踏まえた対応	43
2. 最近の不祥事案への対応	48
3. 保険代理店に対するモニタリングの強化に向けて	49
VI. 保険会社の3線管理態勢に関するモニタリング結果	50
VII. 企業のリスクマネジメントの高度化に向けた検討会	52
VIII. 少額短期保険業者の財務の健全性及び業務の適切性の確保について	55

はじめに

本レポートは、中長期的な事業環境が急速に変化する中、保険業界の現状分析や保険行政の実績評価を行うとともに、これらを踏まえた次なる対応策を立案するなど、PDCA サイクルを意識した保険行政の推進及び関連情報の分かりやすい提供を目的として、2021 事務年度から取りまとめ・公表しているものである。

保険は、経済社会活動における様々なリスクに対する保障・補償を提供し、個人生活や企業経営の安定を支える社会的機能を有している。また、公的保障の補完や被害者救済の役割も担っており、国民生活の安定や国民経済の健全な発展の観点から、重要な役割を果たしている。

こうした中、保険会社は少子高齢化の進展、自然災害の頻発・激甚化、自動車保険市場の縮小といった事業環境の変化を踏まえ、効率的な業務運営や顧客ニーズの変化に即した商品の開発などを通じて、持続可能なビジネスモデルを構築することが求められている。さらに、多額の資産を運用する機関投資家として、スチュワードシップ責任を果たしつつ、活力ある資本市場と安定的な資産形成の実現に寄与することも期待されている。

保険会社がこれらの社会的要請に応え、持続可能なビジネスモデルを構築するためには、保険会社自身が適切なガバナンス機能を発揮し、財務の健全性を持続的に確保するための自己資本・リスク管理を行うことが不可欠である。加えて、商品開発・引受・募集・支払などの各場面において、顧客本位の業務運営を徹底することが求められる。

金融庁としては、2025 事務年度、金融行政方針に基づき、ビジネスモデルのあり方、自然災害の頻発・激甚化、地政学・サイバーリスクの高まりに伴う対応、金利上昇を含む経済環境の変化を踏まえた財務・リスク管理、顧客本位の業務運営等、様々な事項について、保険会社・少額短期保険業者（以下、「保険会社等」）と対話を行ってきた。

また、企業を取り巻く経営環境が大きく変化する中、国内外で事業展開する企業におけるリスクマネジメントの高度化は重要な課題となっている。こうした問題意識の下、金融庁は経済産業省と連携し、損害保険の活用を含む「企業のリスクマネジメントの高度化に向けた検討会」を開催した。

さらに、2023 年に損害保険業界で発覚した不適切事案については、抜本的な改善対応が適切に実施されるよう、業務改善計画のフォローアップを実施するとともに、一連の行政対応を通じて明らかとなった構造的課題等に対し制度・監督上の対応を行うため、2025 年6月に公布された「保険業法の一部を改正する法律」の施行に向けた保険業法施行令・施行規則及び保険会社向けの総合的な監督指針の改正を実施してきた。加えて、保険代理店や生命保険業界において発生した不適切事案についても、行政対応を実施してきた。

金融庁では、こうした取組を継続的に実施し、保険行政の透明性を高めつつ、各保険会社等と課題認識等を共有しながら深度ある対話・モニタリングを行うことで、保険行政の一層の高度化を図るとともに、保険業界がその社会的役割を将来にわたって適切に果たすべく、不断の取組を促していく。

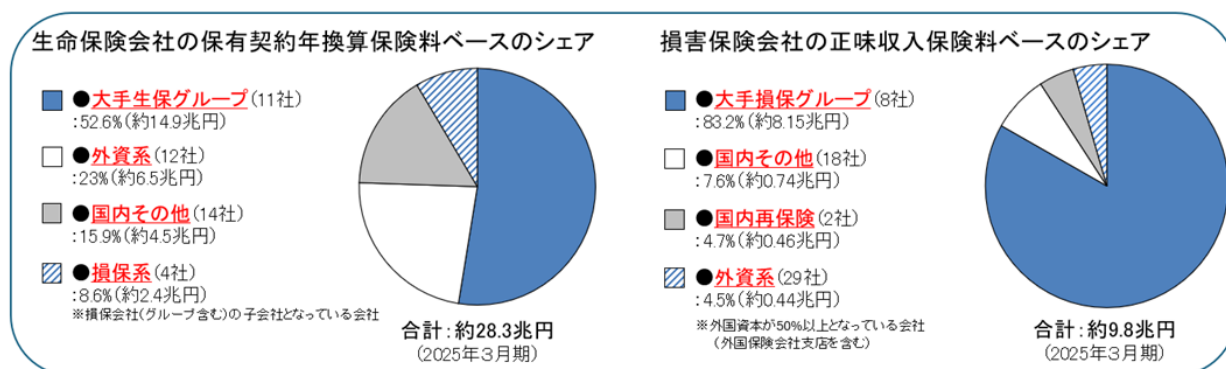
I. 保険市場の概況

(1) 我が国における保険会社等

保険は経済社会活動における様々なリスクに対する保障・補償を提供し、公的保障の補完や被害者救済の役割も果たすなど、現代社会において、国民生活の安定や国民経済の健全な発展という観点から、重要な役割を担っている。他方、一般の保険契約者にとって、保険契約の内容の適正性や保険会社等の財務及び業務の健全性を適切に把握し、判断することは容易ではない。このため、一般の金融サービスの利用者が安心して保険会社等と保険契約を締結できるよう、我が国においては、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ保険業を営むことができないこととされている。現在¹、免許を受けて保険業を営む保険会社は、生命保険会社 41 社、損害保険会社 57 社（在日支店を含む）となっている。また、内閣総理大臣の登録を受けることで、一定の事業規模の範囲内で少額・短期の保険商品に限って提供することができる少額短期保険業の制度が設けられており、現在、120 の少額短期保険業者が登録されている。

保険会社の保険料ベースのシェアを見ると、生命保険会社については大手生命保険グループが国内市場の過半を、損害保険会社については大手損害保険グループが国内市場の8割強を占めている。

(参考1) 保険会社の概要



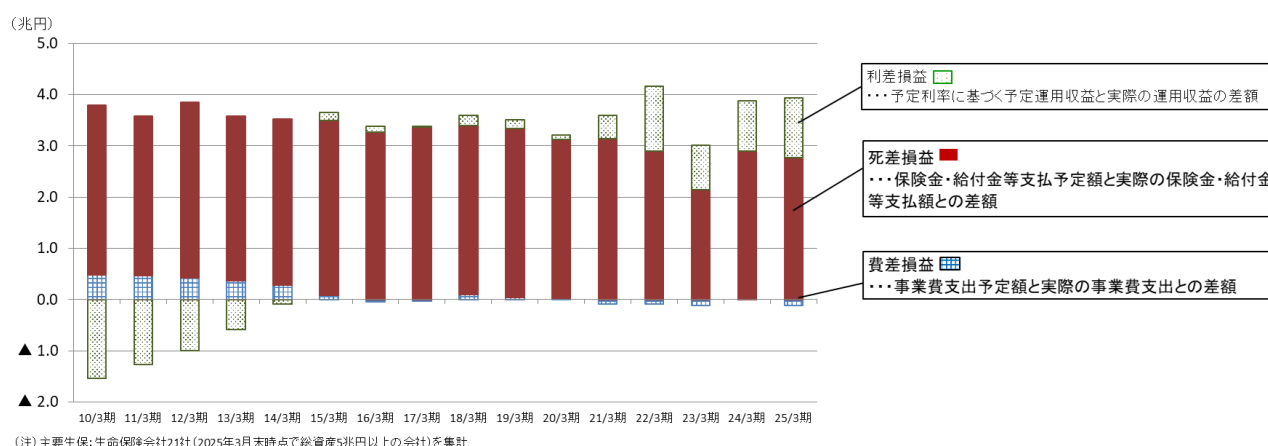
(出典) 各保険会社公表資料より金融庁作成

¹ 2026年6月現在。最新の保険会社数は金融庁ウェブサイト「[保険について](#)」参照。

(2) 保険会社の収益構造

我が国の主要生命保険会社の利益は、これまでに積み上げた保有契約から生じる死差損益²が大宗を占めている。他方、予定利率により見込んでいる運用収支と実際の運用収支の差額である利差損益は、過去の高い予定利率契約の減少等により平均予定利率が低下していることに加え、足元の金利上昇の影響もあり、逆ざやから順ざやへと転じている。また、「金利ある世界」の進展を背景に、保険会社においては、終身保険や年金保険等を中心に、予定利率の引上げの動きが広がっている。

(参考2) 三利源の推移

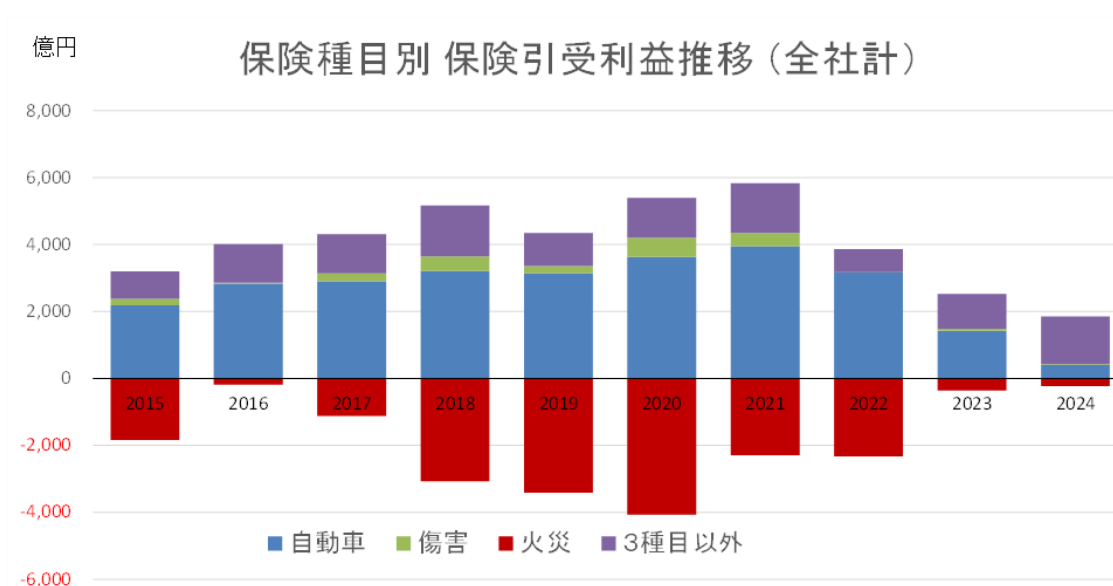
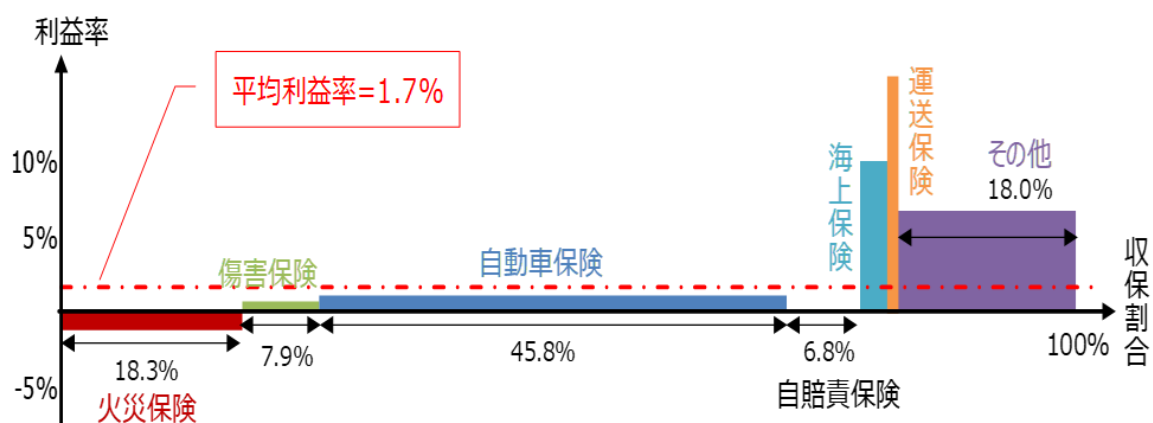


(出典) 金融庁作成

我が国の主要損害保険会社の利益は、火災保険において近年の自然災害の頻発・激甚化を受け、保険引受損失額は 2,000 億円を超える水準に達していたものの、2023 年度以降、その損失額は大幅な減少傾向にある。また、火災保険以外の保険種目においては、利益率は 2023 年度と比較して低下しているものの、安定的に利益を計上しており、2024 年度の損害保険会社全体としての利益率(保険引受利益÷正味収入保険料)は、+1.7%となっている。

² 生命保険会社の主な利益の源泉は 3 つあり、三利源と言われている。保険料計算に用いた予定死亡率と実際の死亡率との差によって生じる損益を死差損益(危険差損益)、想定した運用収支と実際の運用収支との差によって生じる損益を利差損益、そして予定事業率によって見込んだ事業費と実際の事業費との差によって生じる損益を費差損益と言い、費差損益には営業活動費、広告宣伝費や人件費などの一般管理費等が含まれる。

(参考3) 損害保険会社の保険種目別利益率(2024 年度、全社平均)と保険種目別の保険引受利益の推移(全社計)

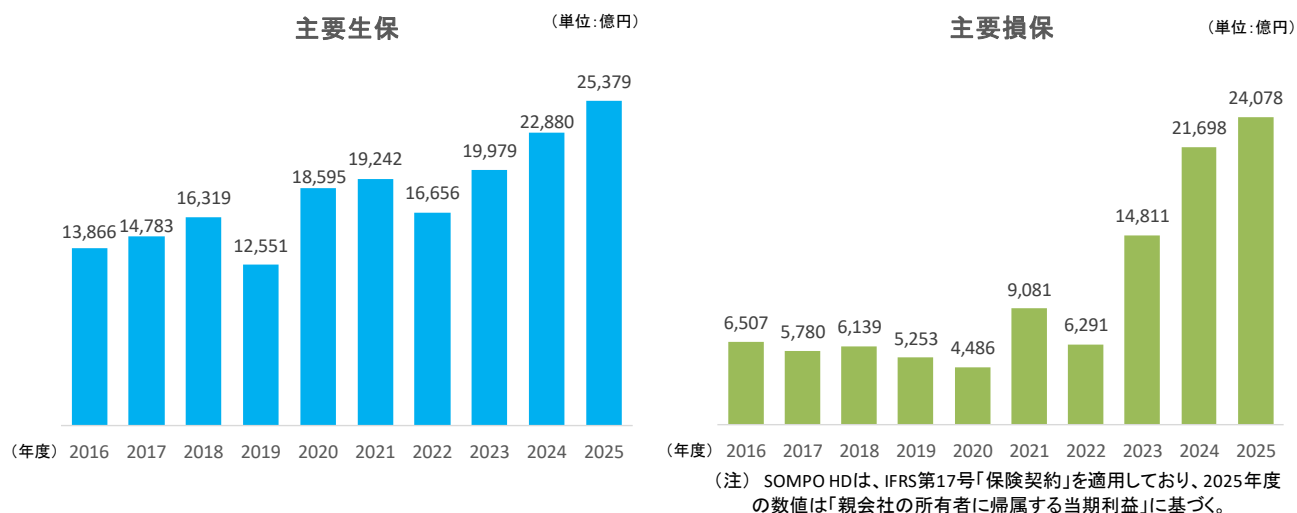


(出典)金融庁作成

(3) 主要保険会社の業績概況³

主要生命保険会社の当期純利益(純剰余)の推移を見ると、2025 年度は、国内債券の入替や内外株式の増配などによる利息及び配当金収入の増加を主因として、前年度比で増益となっている。また、主要損害保険3グループの 2025 年度の当期純利益についても、自然災害口スの減少を主因として、前年度比で増益となっている。

(参考4) 主要保険会社における当期純利益の推移



(出典) 金融庁作成(金融庁ウェブサイト「[主要生損保の決算の状況](#)」参照。)

³ 主要生命保険会社は、日本生命、第一生命、明治安田生命、住友生命、太陽生命、大同生命、富国生命、大樹生命、朝日生命、ソニー生命、ジブラルタ生命、アクサ生命、アフラック生命、メットライフ生命、東京海上日動あんしん生命、第一フロンティア生命、三井住友海上プライマリー生命、ブルデンシャル生命、三井住友海上あいおい生命、ニッセイ・ウェルス生命、かんぽ生命の 21 社。主要損害保険 3 グループは、東京海上 HD、MS&AD HD、SOMPO HD。

Ⅱ. 保険ビジネスを巡る動向について

【2025 事務年度の実績】

1. 生命保険会社

少子高齢化、DX の進展、経済価値ベースのソルベンシー規制導入、保険業法改正などの生命保険会社を取り巻く環境変化を踏まえ、2025 事務年度に生命保険会社の持続可能なビジネスモデルの構築状況を重点的にモニタリングした。特に、デジタル化への対応、保険代理店との適切な関係構築などを確認し、各社に中長期的な課題への対応を促した。

(1) 大手生命保険会社の持続可能なビジネスモデルの構築

大手生命保険会社では、人口減少や顧客ニーズの多様化を踏まえ、国内保険事業に加えて、介護・ヘルスケア・福利厚生などの非保険分野や海外事業の拡大を進めている。

非保険分野では関連事業者との買収・提携を強化し、海外では米国市場を中心に新規参入や事業拡大に取り組んでいる。

(2) 保険代理店との適切な関係の構築に向けた対応

① 過度の便宜供与の防止に向けた取組

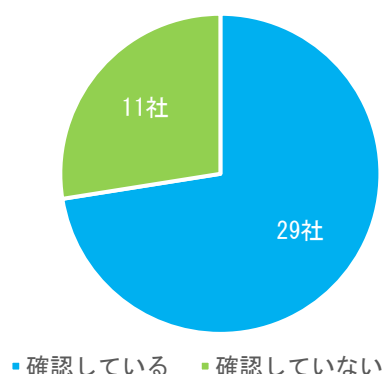
2025 年8月の監督指針改正を受け、多くの生命保険会社では、保険代理店への過度な便宜供与を防止するための社内規則や管理態勢の整備が進展した。コンプライアンス部門との事前協議、事後検証と経営層への報告、内部監査によるチェックなど、実効性確保に向けた取組が進められている。

なお、実効的な管理態勢を構築するための取組として、例えば以下の施策が確認できた。

- ・ 便宜供与を行うに当たっては、2線(コンプライアンス部門)への事前協議を必須としている。
- ・ 便宜供与の実施状況について事後検証を行い、検証結果を経営層まで報告している。
- ・ 過度の便宜供与を防止するための態勢構築の状況について、内部監査の対象に含めている。

一方、委託先の保険代理店における判断基準の整備状況の確認は約7割の生命保険会社にとどまり、対応にはばらつきが見られた。

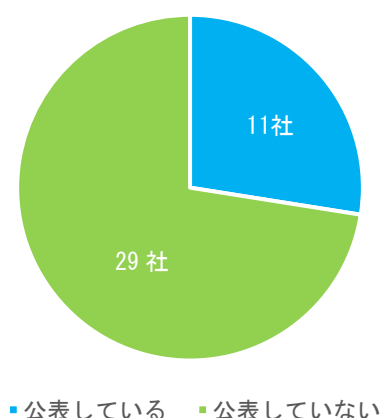
(参考5) 委託先の保険代理店における過度の便宜供与の判断基準の策定状況の確認状況



(出典) 金融庁作成

また、保険代理店との適切な関係構築に向け、取組内容の公表による透明性向上が求められるが、自主的な情報開示を行う生命保険会社は限定的である。

(参考6) 過度の便宜供与の防止に向けた取組方針等の公表状況



(出典) 金融庁作成

なお、生命保険会社には、監督指針で例示された行為類型に限らず、顧客の適切な商品選択を阻害するおそれのある便宜供与について幅広く検証し、必要に応じて判断基準や社内規則を見直すなど、PDCA サイクルに基づく継続的な改善が求められている。

監督指針改正を踏まえた生命保険会社の取組としては、以下のような事例が見られている。各保険会社においては、これらの事例も参考としつつ、社内規則の改定や管理態勢の高度化が期待される。

(i) 保険会社から保険代理店に対する契約見込客の情報の提供について、当該保険会社の保険商品の優先的な取扱いを誘引するおそれがあるとして、全面的に停止した事例や、以下の要件を全て満たす場合に限り行うこととした事例。

- ・ 顧客から対面での説明を要望されているが、自社では対応できない等の事情が存

在すること(自社で対面チャネルを備えていない等)。

- ・ 委託先の保険代理店のうち、当該保険代理店を提供先とする合理的な理由が存在すること。
 - ・ 提供先保険代理店において、顧客の要望に応じ提供元保険会社以外の保険会社の商品の提案も実施可能である等、顧客の適切な商品選択の機会が確保されている旨を検証していること。
 - ・ 契約見込客の提供に関し合理的な対価を設定している、若しくは成約時の代理店手数料を折半(共同募集)していること。
- (ii) 保険代理店が開催・運営するセミナーについて、保険会社が共同開催・運営者となり、又は役務・費用の全部若しくは一部を負担することは、当該保険会社の保険商品の優先的な取扱いを誘引するおそれがあるとして、以下の要件を全て満たす場合に限り行うこととした事例。
- ・ 保険会社が共同開催・運営者となること、又は役務・費用の全部もしくは一部を負担することについて、対価・費用の相当性、契約条件の合理性(参加・協力の数量(人数)や頻度等を含む)の双方が存在すること。
 - ・ 保険募集とは関係がない内容であり、代理店が当該セミナーを契機とした保険募集を行わないこと。
 - ・ 当該セミナーにおける役務・費用の負担として、仮に保険会社が講師を派遣し、又は保険会社の役職員が講師を引き受ける場合であっても、「特定の保険商品に関する説明・提案・募集を行わない」こと。
- (iii) 保険会社による保険代理店への広告出稿について、当該保険会社の保険商品の優先的な取扱いを誘引するおそれがあるとして停止した事例や、実施する場合には、対価・費用の相当性及び契約条件の合理性の双方があることについて厳格な検証を行うこととした事例。
- (iv) 保険会社による保険代理店への担当者不在契約の譲渡について、当該保険会社の保険商品の優先的な取扱いを誘引するおそれがあるとして、以下の要件を全て満たす場合に限り行うこととした事例。
- ・ 自社では対応できない等の事情が存在すること。
 - ・ 委託先の保険代理店のうち、当該保険代理店を譲渡先とする合理的な理由が存在すること。
- (v) 保険会社による保険代理店への自社の会議室の貸与、保険代理店及び保険代理店の関係先が提供する物品・サービスの第三者への紹介について、当該保険会社の保険商品の優先的な取扱いを誘引するおそれがあるとして、以下の要件を全て満たす場合に限り行うこととした事例。
- ・ 価格・数量・頻度が社会通念と著しく乖離していないこと。
 - ・ 保険代理店からの強制や暗黙の圧力がないこと。

なお、上記は、各社の取組事例を例示したものであり、これらの要件を形式的に満たすことのみをもって過度の便宜供与に該当しないと評価する趣旨ではない。各保険会社においては、顧客本位の商品提供に係る態勢整備の趣旨を踏まえ、実質的な管理態勢及び業務

運営を確保することが求められる。

② 不適切な出向の防止に向けた取組

2025 年 8 月の監督指針改正を受け、多くの生命保険会社ではグループ外代理店への出向を廃止し、出向者の引き揚げを完了したことが確認された。また、出向を継続する場合も、引継ぎ期間中や転籍を前提としたものに限定されていることが確認された。一部の会社では今後も出向を継続するが、社内規則の整備や継続的な検証により、代理店への不適切な影響の防止を図ることとしている。また、2026 年4月時点では、金融機関代理店の保険関連部門への出向が解消されている。

③ 出向者による保険代理店の内部情報の持ち出し

出向者による保険代理店の内部情報の持ち出しについて、各生命保険会社が調査を実施した結果、多くの生命保険会社においての内部情報の持ち出しが確認された。

金融庁は、引き続き、生命保険会社と保険代理店との適切な関係性の構築に向けた取組に関して、過度の便宜供与の防止に向けた社内規則及び管理態勢に沿った業務運営の実態や、保険代理店への出向を継続する生命保険会社に対して、社内規則の内容や社内規則に基づく継続的な出向の適切性の判断・検証の状況についてモニタリングを実施する。

(3) デジタル化の進展への対応

各種金融取引・サービスにおけるデジタル化が進展する中、生命保険事業においても、持続可能なビジネスモデルの構築に向け、デジタル技術や AI の活用による生産性向上に加え、顧客や社会のニーズに対応した商品・サービスやビジネスモデルの変革が一層重要となっている。2025 事務年度においては、2024 事務年度に引き続き、生命保険会社 24 社を対象に、InsurTech⁴及び AI の活用状況に加え、その他のデジタル化の進展も含めた各社の取組状況や課題認識等について実態把握を行った。

＜デジタル戦略の位置づけ＞

調査対象の生命保険会社では、デジタル戦略をビジネス変革、業務効率化、顧客価値向上の重要な柱と位置付けており、AI 活用についても経営計画等に明確に位置づけられていた⁵。また、InsurTech の位置づけ⁶を明確化している社は7割強と 2024 事務年度より増加していた。

＜デジタル人材の育成・確保に向けた取組＞

デジタル人材については、各社とも、業界を超えた獲得競争が激化する中、リスク管理を含

⁴ テクノロジーを活用した新たな保険商品の開発や、募集／契約／引受／査定等の従来業務プロセスの変革等。

⁵ 「AI による業務効率化・高度化、顧客体験価値向上、新規ビジネス創出を目的に、インパクトの大きい領域から優先的に AI の実装を目指す」等。

⁶ 「スタートアップが持つ革新的なビジネスモデルや先進技術を積極的に取り込み、既存アセットと組み合わせることで、競争力を強化し、持続的な成長を目指す」等。

む当該分野に知見を有する専門人材の確保が課題と認識しており、①データサイエンティスト等の専門人材の新卒・経験者採用、②研修等を通じた内部人材の育成の両面から取組を行っていた。また一部の社では、コンサルティング会社とのパートナーシップ契約を活用した人材育成の取組⁷も見られた。

＜デジタル化に係る取組状況＞

以下のような各社の取組が見られた。

- ・ 保険手続の効率化：請求書類処理等に AI-OCR⁸を導入することによりデータ入力業務を削減するとともに、データ化された証憑画像をもとに後続の給付金支払業務の自動化範囲を拡大した事例や、コールセンターにおいて生成 AI を活用した対話型自動応答サービスを導入した事例
- ・ 保険料算定の高度化：被保険者の加入時の喫煙・血圧・BMI に関する情報及びその後の支払データを分析し、区分間のリスク較差に応じて保険料率を設定した事例
- ・ 顧客データの活用：顧客データと営業社員の活動記録を AI 解析し、追加契約と解約・逸失抑制のための保全アプローチリストを生成の上、同リストに基づいて保全活動をサポートする試みを行っている事例
- ・ 顧客サービス及び人材配置の高度化：生成 AI を活用した顧客向けサービス⁹を開始した事例や、AI を活用して最適な社内人材配置を目指す事例
- ・ その他の取組：オンラインで完結できる保険手続の拡大や、マイナンバー制度を活用¹⁰して顧客利便を向上させる取組事例

＜デジタル化に係る各社の課題認識等＞

各社は、AI 活用に伴うリスク管理を課題として認識し、AI を利用する外部委託先を含めて、運用ルールを定めた上でリスクを把握・管理する態勢の構築を進めている。

また、非競争領域における社外企業との連携に関し、マイナンバー制度関連の施策¹¹において、API¹²による外部接続部分を共通化していくことで一定のスケールメリットを確保し、効率化につなげることが有用であるとの意見が見られた。

⁷ インドに「グローバル・ケイパビリティ・センター」（以下、GCC）を設立し、イノベーションとデータ活用を中心とする GCC において、高度な専門人材を育成・活用することで、デジタル能力の強化と内製化を実現し、グローバルでの事業活動のイノベーションと生産性向上を目指す取組等。

⁸ OCR（Optical Character Recognition：光学文字認識）に AI 技術を融合させた最先端の OCR 技術。従来の OCR に比べて文字認識精度やレイアウト解析精度などが大幅に向上。

⁹ 生成 AI とアバターを掛け合わせたデジタルヒューマンを活用し、顧客からの問い合わせ対応に加え、改姓・住所変更・解約書類の請求といった一部の契約保全手続きに対応可能。

¹⁰ マイナンバーカードの有効情報を活用し年金支払の自動化（生存確認の書類提出不要）を行った事例、同カードの異動情報から住所変更・改姓等を検知し自動で手続きの案内を開始した事例等。

¹¹ マイナンバーカードに紐づく医療関連情報の連携等。

¹² Application Programming Interface：ソフトウェアやプログラム、Web サービスの間をつなぐインターフェースのこと。

2. 損害保険会社

企業向け保険市場を取り巻く環境変化を踏まえ、大手損害保険グループ、外資系損害保険会社、再保険会社、ブローカーを対象にビジネスモデル対話を実施した。また、自然災害リスクを補償する保険については、ERM の視点から、再保険の活用や異常危険準備金の積立など、資本・リスク・リターンのバランスを踏まえたリスク管理の状況をモニタリングした。

(1) 企業向け保険に係るビジネス戦略

① 企業向け保険に係る保険引受環境の変化

我が国の損害保険業界は過去、業界画一の保険料率体系の下、主力商品において収入保険料が多いほど利益拡大に繋がりがやすい構造にあり、企業向け保険市場では、顧客企業との関係を重視し、アンダーライティング(保険契約の収益性を確保するための補償内容・金額や保険料率の設定を指し、以下、「U/W」という。)において、厳格な引受条件の設定等を控える傾向にあった。こうした傾向は、政策保有株式、企業内代理店などの取引慣行と合わせて、長らく顧客企業との中長期的な関係性を重視する企業向け保険市場のあり方を形成してきた。しかしながら、近年は、自然災害の頻発・激甚化や大規模事故の増加により再保険会社の要求が厳格化し、顧客企業との適切なリスクシェアを重視する引受方針への転換が求められている。また、保険料調整行為事案等を契機に従来の取引慣行の課題も顕在化したことから、大手損害保険会社では(参考7)に示すようなグローバル・スタンダードを踏まえた U/W の強化に取り組んでいる。

(参考7) 損害保険における従来の日本独自のビジネス慣行とグローバル・スタンダードの比較

	従来の日本独自のビジネス慣行	グローバル・スタンダード
保険会社と企業との関係	企業向け保険は、 便宜供与等の実績で契約シェアが決定される傾向 にあった。	保険会社と企業は 対等な関係 であり、保険条件の交渉を巡り両者は 緊張関係 にある。
保険会社のスタンス	毎年更新を前提にした 中長期のレーションを重視 ・ 相対的に緩やかな U/W(まず引受けて、損害率等に問題があれば長期的に条件変更する方針) ・ 業界他社の参入排除・高シェア獲得を優先した引受戦略 ・ 企業内代理店、政策保有株、便宜供与による関係強化	引受や更新を前提にせず、企業との 適切なリスクシェアを重視 (ビジネスライクな引受判断) ・ 詳細なリスク情報開示要請と厳格な U/W ・ 自社の引受能力に応じたシェア参入(共同保険前提で高シェア志向なし) ・ ラインサイズマネジメントにより契約ポートフォリオの保険収支のボラティリティをコントロール

顧客企業への影響	・ 必要な保険の調達に悩む必要が無い反面、情報源が幹事会社等に限られ、保険手配等を幹事会社に依存しやすい。 ・ 現状の保険契約について客観的な評価(高い/安いの保険市場からの評価等)が不明。	・ 必要な保険を調達するため、保険会社のニーズを踏まえた自社アピールが必要。 ・ 多くの保険会社等とのやり取りを通じて保険市場からの自社評価を把握でき、リスクマネジメントの高度化に活用可能。
----------	--	--

② U/W 方針見直し等の取組

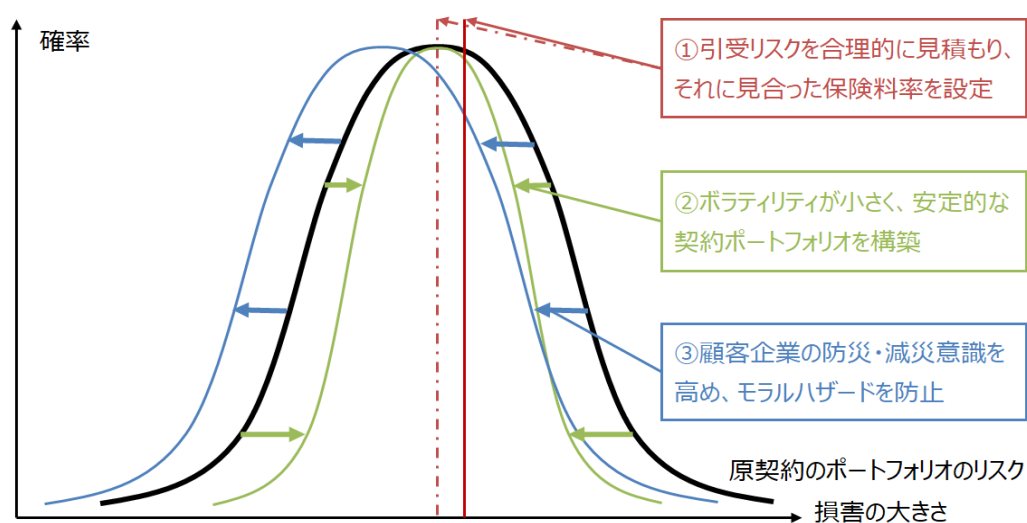
損害保険会社にとって U/W は経営の要諦であり、適切な保険引受を通じて収益性と安定性の高い契約ポートフォリオを構築することが重要である。しかし、従来は顧客企業との中長期的な関係を重視する市場慣行の中で、十分な U/W の強化が進まなかったとの指摘もある。近年は、再保険調達環境の変化などを背景に、大手損害保険会社が高額契約や高リスク業種を中心に、グローバル・スタンダードを踏まえた以下のような U/W の強化に取り組んでいる。

(参考8)U/W の強化策

U/W の強化策	説明	主な対応
①収益性の確保	十分なリスク情報に基づいて引受リスクを合理的に見積もり、それに見合った保険料率を設定する。	保険料率の引上げ
②ボラティリティの安定化	大数の法則が機能し、保険収支のボラティリティが小さく、安定的な契約ポートフォリオを構築する。	引受金額の引下げ
③リスクシェア	顧客企業の防災・減災意識を高め、モラルハザードを防止するよう顧客企業との適切なリスクシェアを図る。	免責金額や縮小てん補率の設定

(参考8)の U/W の強化策による効果を単純化して示すと、(参考9)のグラフのようになる。

(参考9)U/W の強化策による効果



(出典)金融庁作成

大手損害保険会社では、U/W 強化に向けて、営業部門への U/W 意識の浸透や再保険会社との連携強化に取り組んでいる。具体的には、業種別・保険金額別の引受方針（アペタイト）の周知や、将来の期待収益額を踏まえた営業部門の評価を導入する事例が見られた。また、再保険会社による引受プロセスのレビューや対話を通じて、再保険調達の円滑化や引受能力の向上を図る取組も進められている。今後は、顧客企業のリスク特性を的確に評価する能力を高めるとともに、再保険を活用した引受キャパシティの確保を通じて、適切な保険引受を実現することが求められる。

③ 企業向け保険市場における損害保険会社の課題

損害保険会社の U/W 方針の見直しの動きにより、高リスク企業や大規模工場を有する企業では、従来と同条件での保険調達が円滑に進まないケースが増えている。このため、損害保険会社には、引受方針を早期に顧客企業へ共有するとともに、専門人材の育成などによる U/W 能力の向上により、単に引受の可否等を判断するだけでなく、リスク評価やリスク移転手法に係る情報提供や支援、実態に応じた保険商品・サービスの提供を通じて、顧客企業のレジリエンス向上に貢献することが期待される。こうした中において、国際的な保険グループの高度なノウハウ等を有する外資系損害保険会社の存在感が今後高まる可能性がある。

④ 企業向け保険市場における顧客企業等の課題

企業向け保険市場における U/W 方針の見直しは、再保険市場という国際的な損害保険の共通インフラを活用するために不可欠かつ不可逆な構造変化と考えられる。こうした環境下では、顧客企業が特定の損害保険会社への依存から脱却し、自社のリスク特性を把握した上で、保険手配を含むリスクマネジメント能力を高めることが重要となる。また、保険調達の選択肢を広げるため、外資系損害保険会社や保険仲立人の活用など、企業向け保険市場との接点の多様化も有効である。こうした点に関し、既にグローバル・スタンダードを踏まえた保険引受を行っている外資系損害保険会社や再保険会社からは、例えば、以下のような意見が示されており、リスクマネジメントの高度化を進める上で参考となるものと考えられる。

（参考 10）外資系損害保険会社や再保険会社から寄せられた意見

保険調達を意識した設備設置	欧米では、建築関連法令の他、米国保険会社が設定した独自の安全防災基準 ¹³ が工場建設のデファクト・スタンダードになっており、スプリンクラーは必須設備になっている。一方、日本の消防法は工場においてスプリンクラーを必須設備にしていなかったため、消防法を遵守しただけでは海外の（再）保険会社の引受基準を満たせない場合が多い。
リスク情報の充実と開示	海外の（再）保険会社は比較的多くのリスク情報の開示を求め、それに基づき（再）保険引受の可否を判断する。企業からのリスク情報として日本の損害保険会社によるリスク・サーベイ結果が開示されることが多いが、これは企業に対する防災・減災コンサルを目的としたものなので、U/W 用としては情報量が不足しており、（再）保険引受可否が判断できない。

¹³ 例えば、米国・FM グローバル社が定める HPR (Highly Protected Risk)が挙げられる。

金融庁は、2025 年 12 月に経済産業省と共同で「企業のリスクマネジメントの高度化に向けた検討会」を設置し、2026 年4月に報告書を公表した。今後は、本報告書を踏まえ、企業におけるリスクマネジメントの高度化を促す取組を進めていく(詳細は「Ⅶ. 企業のリスクマネジメントの高度化に向けた検討会」参照)。

(2) 自然災害リスク管理の状況

2025 年度は大規模自然災害こそ発生しなかったものの、豪雨や雹災などによる保険金支払は引き続き高水準にある。このため、損害保険会社には、統合的リスク管理(ERM)を一層深化させるとともに、リスク実態や顧客企業のニーズを踏まえた補償内容や保険料率の見直しを通じて、持続可能な保険引受体制を構築することが求められている。

① 2025 年度の自然災害の状況

2025 年度の自然災害では、令和7年青森県東方沖地震の保険金支払額は過去の大規模地震に比べて限定的であり、最も支払保険金が大きかった災害は令和7年8月の大雨であった。また、台風などの自然災害は継続的に発生しているものの、多くは再保険の発動点に達しておらず、保険金の大半が元受損害保険会社の負担として支払われている。

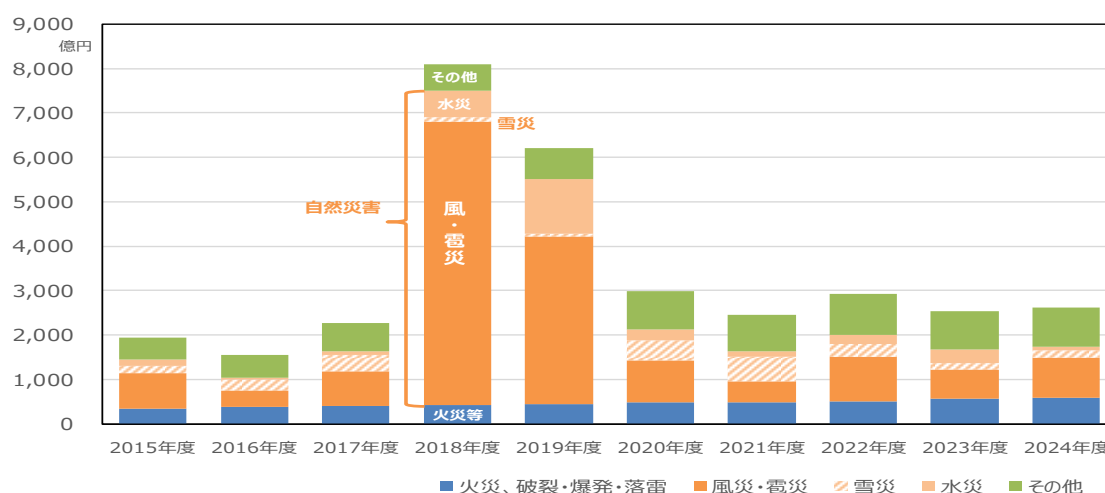
(参考 11)2025 年度に発生した主な自然災害と保険金支払額

	支払台数・件数	支払保険金
令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨	33,421 台・件	678 億円
令和7年青森県東方沖を震源とする地震	10,931 件	64 億円

(出典)日本損害保険協会資料(①・②)より金融庁作成(2026 年 3 月末現在)

海外では引き続き自然災害が多発する状況が続いており、2025 年は大規模ハリケーンによる被害は限定的だったものの、山火事や激しい雷雨(Severe Convective Storms:SCS)等のセカンダリーペリルが保険金支払の主な要因となった。特に、2025 年 1 月の米国ロサンゼルス周辺の大規模山火事は、単一の山火事として過去最大規模の保険金支払が見込まれ、世界の保険市場に大きな影響を与えた。

(参考 12) 事故種類別の保険金支払推移(家計火災保険)¹⁴



(出典) 損害保険料率算出機構データより金融庁作成

② 2025 年度の再保険動向

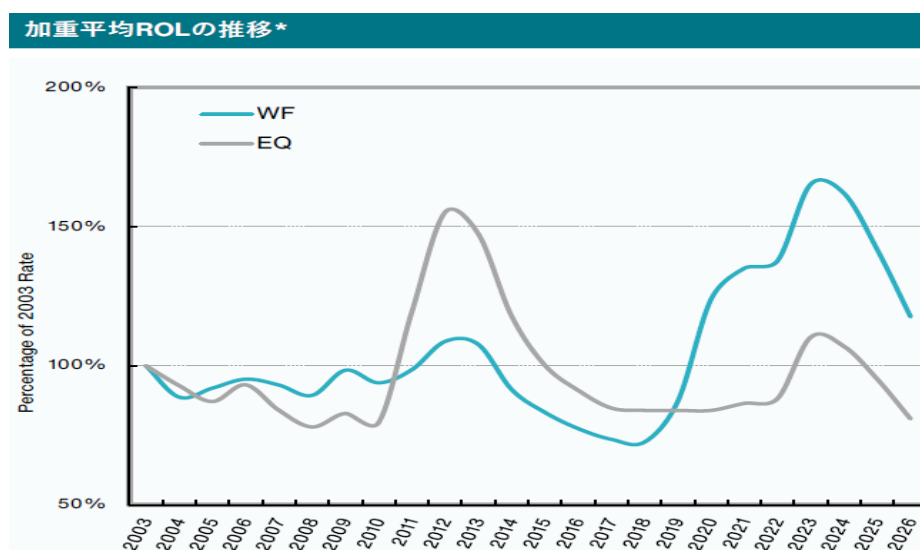
近年の世界的な自然災害の頻発・激甚化を背景に、再保険会社は再保険の発動点の引上げ等を通じてエクスポージャーの見直しを進めてきた。その結果、自然災害による損失は発生しているものの、再保険レイヤーに達する事象は限定的となり、再保険会社の保険成績は総じて堅調に推移している。こうした状況を背景に、2026 年1月の欧米を中心とした再保険更改¹⁵では再保険キャパシティが潤沢となり、物保険分野を中心に再保険料率の低下(ソフト化)が進んだ。2026 年4月の日本における再保険更改では、超過損害額再保険¹⁶の上層レイヤーを拡充する動きが一部に見られた一方、下層レイヤーについては、料率水準等を踏まえて購入を見送るなど、再保険の発動点を高位に維持する対応も確認された。

¹⁴ 2015 年度から 2023 年度は対象年度に発生した事故に対して、当該年度及びその翌年度に支払った保険金を集計。2024 年度はリトン・ベイス (当該年度に計上された数値を集計する方法) により集計。

¹⁵ 一般的に欧米の損害保険会社は毎年 1 月、日本の損害保険会社は毎年 4 月に再保険契約更改が行われる。

¹⁶ 非比例再保険における代表的な再保険。1 災害当たりの出再社の損害額があらかじめ約定した金額を超過した場合、その超過した部分につき一定の限度額までの損害を受再社がてん補する再保険。

(参考 13) 加重平均ROL¹⁷の推移¹⁸(風水災(WF)及び地震(EQ))



(出典) エーオングループジャパン

③ 出再先調査

再保険リスク管理について、多くの損害保険会社は出再先の信用格付けを基準として健全性を確認している。日本の各損害保険会社(42 社)の出再先上位5社の管轄区域(国)や健全性確認の状況、出再先の選定基準について調査を実施した結果、一部の会社では出再先に求める信用格付けの基準や保全措置の取扱いに差異が見られた。

(参考 14) 出再先の管轄区域(国)の確認結果

①	米国またはEUの優遇国に所在する再保険会社	190 社
②	上記①の再保険子会社・支店	7社
③	日本企業のキャプティブ再保険会社	7社
④	上記①～③以外	6社

(出典) 金融庁作成

各損害保険会社の出再先の管轄区域(国)については、今後、継続的にモニタリングを実施し、現状把握に努めるとともに、大きな変化の有無について注視していく。

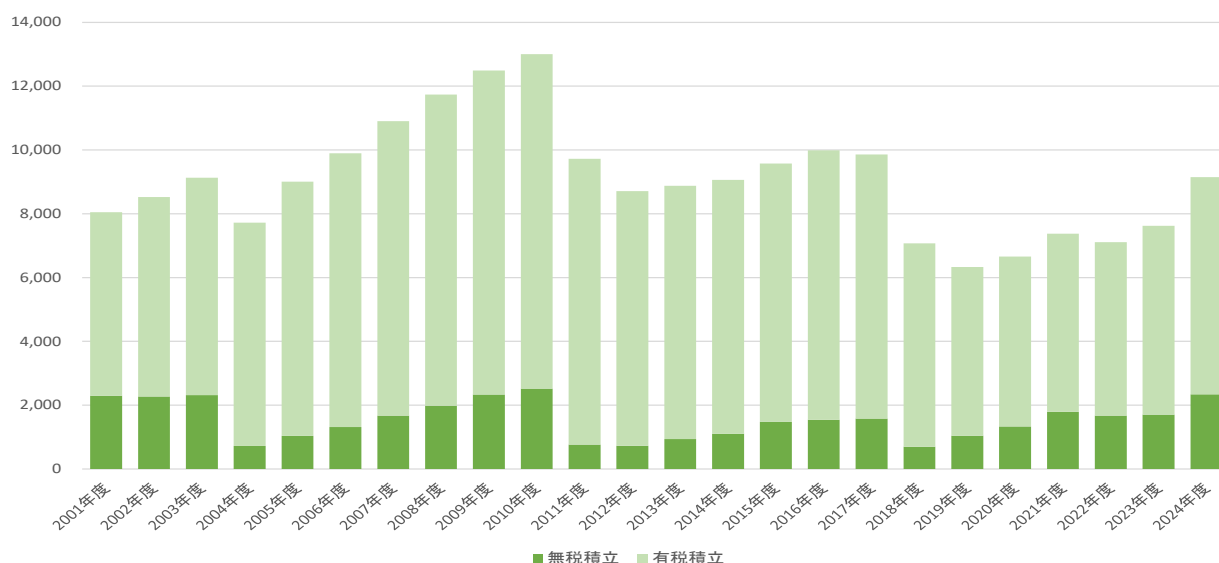
④ 異常危険準備金(火災保険)

自然災害による保険金支払は高水準が続き、再保険の発動点の引上げの影響もあって、多くが元受損害保険会社の負担となっている。一方、火災保険料率の引上げなどにより正味損害率は改善し、異常危険準備金の取崩額は減少している。さらに、2025 年度から異常危険準備金の取崩基準が厳格化されたこともあり、異常危険準備金残高は増加する見込みとなっている。

¹⁷ Rate On Line : 再保険料率のこと。

¹⁸ 加重平均 ROL はエーオン社見解に基づき妥当と考えられる数値に修正。

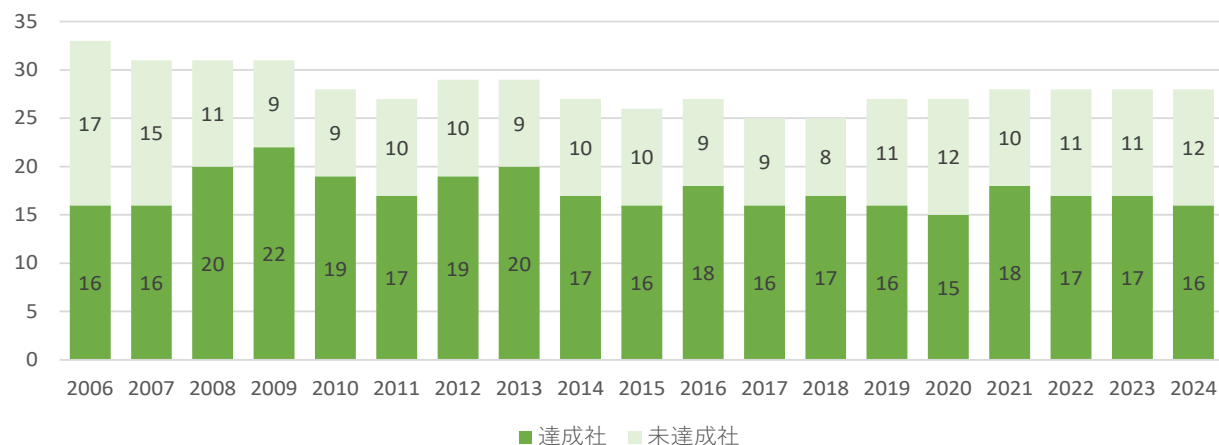
(参考 15) 異常危険準備金残高の推移



(出典) 金融庁作成

火災保険の異常危険準備金は、その他の保険種目とは異なり、大規模自然災害リスクに備えた積立必要額¹⁹等の規定が設けられている²⁰。2025年3月末時点で、火災保険を取り扱う28社のうち12社に異常危険準備金の積立不足が確認された。自然災害の頻発・激甚化により準備金の取崩しが常態化し、積立不足が長期化している会社も見られることから、各社には積立状況を定期的に確認し、積立計画の策定・見直しを通じて着実な積立を進めることが求められている。

(参考 16) 積立必要額の積立達成状況の推移



(出典) 金融庁作成

¹⁹ 大蔵省告示第232号（平成10年6月8日）第2項第2号の「積立上限額」のことで、再現期間70年に対応する災害が発生した場合の推定正味支払保険金の額。

²⁰ 大蔵省告示第232号（平成10年6月8日）第2項及び第3項。

Ⅲ. 財務・リスク管理について

1. 財務の健全性の確保

【金融行政上の課題】

国内金利水準の上昇や地政学リスクの増大、デジタル化の進展等、保険業界を取り巻く環境は大きく変化し、不確実性が高まっている。こうした中で、保険業界に対する信頼の向上や保険契約者の保護を図るためには、様々なリスクシナリオを想定した健全性確保やリスク管理の高度化が重要となる。

現状、金融システムは総体として安定しており、保険会社も総じて充実した財務基盤を有している²¹。今後は、新たに導入された経済価値ベースのソルベンシー規制への対応状況を確認するとともに、経済・金融環境や市場構造の変化がもたらす影響を十分に注視しつつ、財務の健全性やリスク管理態勢に係るモニタリングを継続していく。

【2025 事務年度の実績】

(1) 経済価値ベースのソルベンシー規制の導入

2026 年3月 31 日から、新たな資本規制である経済価値ベースのソルベンシー規制が導入された²²。これにより、保険会社の財務の健全性は、1996 年から適用されてきたソルベンシー・マージン比率に代わり、中長期的な健全性をよりフォワードルッキングに評価する経済価値ベース²³のソルベンシー・マージン比率（以下、「ESR²⁴」）により評価されることとなり、契約者保護の一層の確保や、リスク管理の高度化及び開示の充実が期待される。

（参考 17）旧規制と新規制のソルベンシー・マージン比率の違い

	旧規制（SMR）	新規制（ESR）
保険負債の評価	原則ロックイン（決算時の金利等を反映しない）	時価評価（決算時の金利等を反映）
上記の評価方法における金利変動に伴う純資産の増減イメージ	上昇 純資産が 減少 （*資産が「その他有価証券」の場合）	 純資産が 増加 （※負債デレションの方が長い場合）
	低下 純資産が 増加 （*資産が「その他有価証券」の場合）	 純資産が 減少 （※負債デレションの方が長い場合）
リスク計算	リスク係数を乗じて算出（ファクター方式）	純資産の変動をリスク量として計上（ストレス方式、ただし一部はファクター方式等）

（出典）金融庁作成

²¹ 詳細は、金融庁ウェブサイト「[主要生損保の令和8年3月期決算の概要](#)」参照。

²² 本件の詳細は、金融庁ウェブサイト「[経済価値ベースのソルベンシー規制等について](#)」参照。

²³ 市場価格に整合的な評価又は市場に整合的な原則・手法・パラメーターを用いる方法により導かれる将来キャッシュフローの現在価値に基づく評価を行うこと。

²⁴ Economic value-based Solvency Ratio

2025 年に実施したフィールドテスト²⁵は、新規制の導入前の最終段階の取組として計測実務上の課題点に関する洗い出し等について確認を行い、各社において導入に向けた態勢が概ね整備されていることを確認した。

(参考 18)2025 年フィールドテストの結果概要(全社平均 ESR²⁶)

	生保単体			損保単体		
	ESR	適格資本	所要資本	ESR	適格資本	所要資本
2025 年 3 月末基準	215%			203%		
前回からの変動	▲4pt	▲2%	1%	3pt	▲7%	▲8%

(出典)金融庁作成(金融庁ウェブサイト「[2025 年 経済価値ベースの評価・監督手法に関するフィールドテストの結果概要について](#)」参照。)

今後は、各社における実際の算出や開示への対応等について注視していく。その際、平時及びストレス時の双方において自らの健全性を適時適切に把握・管理するための態勢が整備されているか確認していく。

(2) 資産運用及びリスク管理のモニタリング

金利上昇局面が継続する中、保険会社において保有する公社債には含み損が拡大するなど、保険会社の財務会計や流動性に影響を及ぼしている。この場合、適切な ALM が重要であることから、主に生命保険会社に対し、資産運用方針やリスクテイクの状況、ALM 運営等を確認した。

生命保険会社が経済価値ベースのソルベンシー規制への対応の一環として進めていた超長期国債を積み増す動きは落ち着き、資産と負債のデュレーションギャップが縮小している一方で、高金利環境を背景として、低利回り債券から高利回り債券へと入れ替える動きが見られた。さらに、大手生命保険会社においては、プライベートクレジットファンド²⁷を含むオルタナティブ資産への投資を拡大する傾向が見られた。また、大手損害保険会社においては、政策保有株式の保有残高をゼロとする方針の下、計画的な売却が進められている。

引き続き、各社の資産運用や ERM (統合的リスク管理) に基づく経営及びリスク管理の高度化に向けた取組について、ORSA²⁸レポートやヒアリング等を通じモニタリングを行っていく。

²⁵ 経済価値ベースのソルベンシー規制の枠組み検討や円滑な導入に向けて、2010 年より数次にわたり実施してきた試行的取組。

²⁶ (適格資本の全社単純合計) / (所要資本の全社単純合計)。対象会社は、国内全保険会社単体(生命保険：41 社、損害保険：57 社)。

²⁷ プライベートクレジットファンドについては、個人投資家を中心とした解約請求の増加等により、市場へのストレスが指摘されているところであるが、各社ともリスク管理の下で投資を行っている。なお、プライベートクレジットに対するエクスポージャーは限定的である。

²⁸ Own Risk and Solvency Assessment：保険会社自らが現在及び将来のリスクと資本等を比較して資本等の十分性評価を行うとともに、リスクテイク戦略等の妥当性を総合的に検証するプロセスのこと。

(3) 監督会計のあり方に関する検討

2026 年 3 月期から健全性評価の経済価値ベースのソルベンシー規制が導入されたことに伴い、監督会計²⁹の役割や位置づけ、ソルベンシー規制との関係性について、改めて整理する必要性が高まっている³⁰。

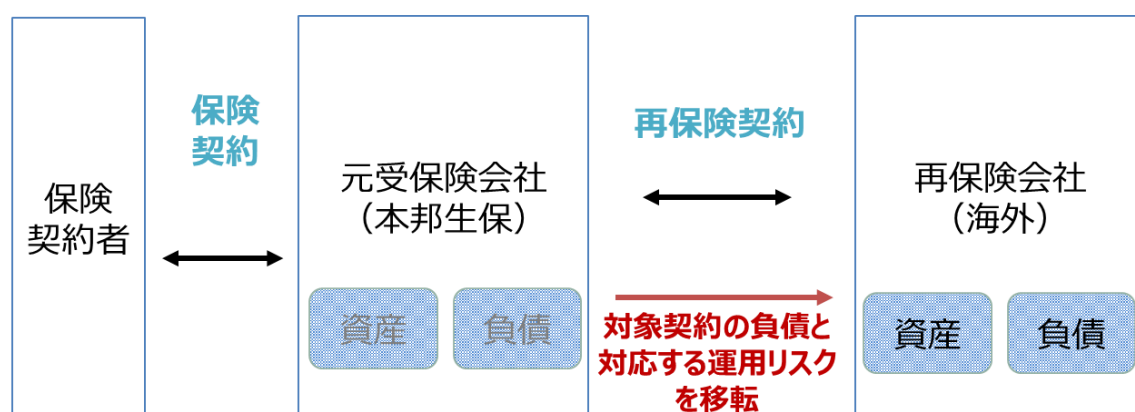
こうした背景を踏まえ、2025 事務年度から、生命保険会社及び損害保険会社を含む関係者との勉強会を開催した。当該勉強会では、契約者保護の観点を中心に、現行の監督会計の評価手法と経済価値ベースの評価手法の違いや、それらが責任準備金の水準、利益認識、配当、リスク管理や情報開示等に与える影響について議論が行われた。特に、経済価値ベースの評価の有用性が認識される一方、市場環境や前提条件への依存といった特性を踏まえた制度設計上の課題について意見交換が行われた。

引き続き、経済価値ベースのリスク管理の進展や、財務会計に関する見直しの動向等を踏まえつつ、監督会計のあり方に関する検討を深めていく。

(4) 生命再保険に関するモニタリング

生命保険会社において、近年、「資産集約型再保険 (Asset-Intensive Reinsurance, AIR)³¹」の利用が拡大している。

(参考 19) 資産集約型再保険の一般的なスキーム³²



(出典) 金融庁作成

²⁹ 保険会社の会計処理については、保険業法等の関連法令に基づき、保険会社の財務の健全性や保険契約者保護の観点から、責任準備金等の保守的な積立てを通じて将来にわたる保険金等の支払能力を確保する枠組みが設けられている。

³⁰ 健全性評価が経済価値ベースとなる一方で、会計処理においてはロック・イン（割引率・発生率等を契約時点において固定する）方式の負債評価が維持されることから、健全性の評価方法と会計・財務上の評価方法が異なっている。

³¹ 資産集約型再保険は、主として年金・長期貯蓄性保険等の資産運用収益への依存度が高い保険契約について、当該保険負債とこれに対応する運用資産に係るリスクを包括的に再保険会社に移転するもの。なお、本レポートで掲載しているデータにおける「資産集約型再保険」は、保険会社から報告のあった再保険取引のうち、資産運用リスクの移転が有とされている取引を集計している。

³² 資産集約型再保険取引後も、保険契約は元受保険会社と保険契約者の間に引き続き存続する。再保険に付された契約に係る資産運用リスク及び保険引受リスク並びにそれに伴うリターンは、再保険契約が継続する限り、再保険会社に帰属する。

資産集約型再保険は、資本効率の改善等に寄与するとされる一方で、一般に取引期間が長期に及び、かつ取引規模が大きいものが多いことから、再保険会社に対するカウンターパーティーリスクや特定の資産クラス・法域・再保険会社への集中リスクといった特有のリスクが内在する。

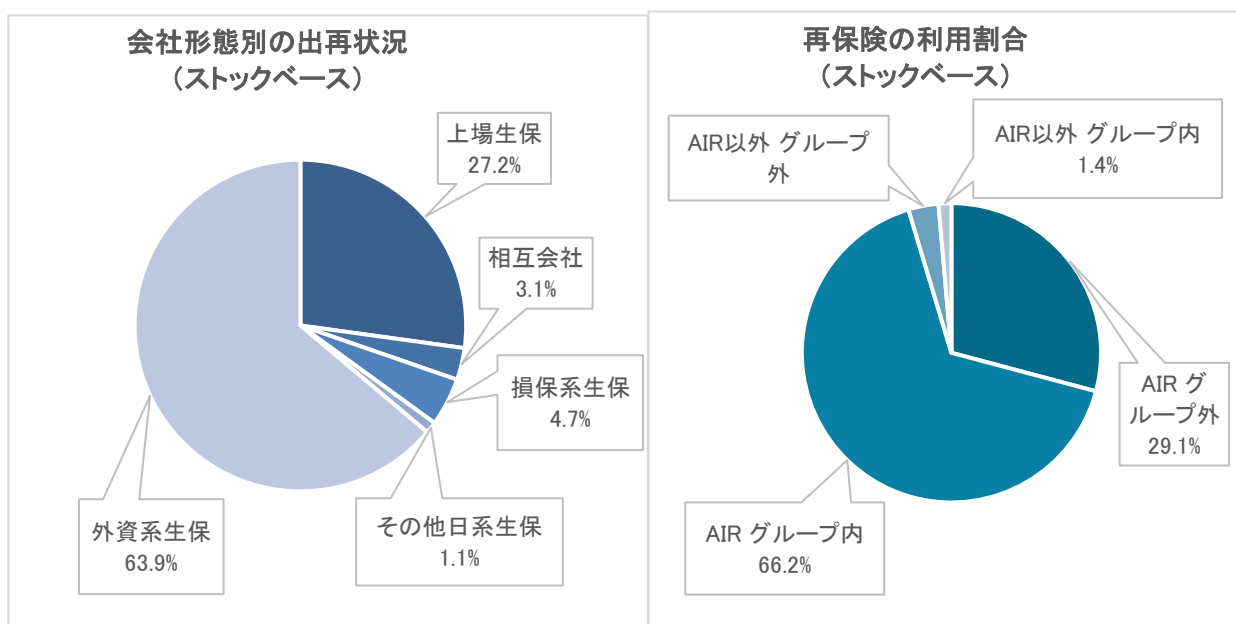
金融庁においては、こうした動向を踏まえ、資産集約型再保険を中心とする生命保険会社における再保険の利用実態や取引形態について実態把握を行うとともに、各社のリスク管理の状況についてアンケート調査やヒアリング等を通じたモニタリングを実施してきた。

① 資産集約型再保険の動向と生命保険会社の取組

2025 事務年度に金融庁が実施した生命再保険に関するアンケート調査によると、外資系生命保険会社や上場生命保険会社を中心に、約半数の生命保険会社において資産集約型再保険の取引事例が報告された。

また、資産集約型再保険の利用目的としては、リスク移転に加え、グループ経営の効率化、再保険会社の資産運用力の活用、ESR の改善、監督会計上の利益の計上等が挙げられた。

(参考 20) 日本における生命再保険の利用状況(ストック³³ベース)



(出典)金融庁作成

主な再保険先としては、グループ内の再保険会社や伝統的な大手再保険会社に加え、近年活動が活発化しているオルタナティブ投資運用会社系列の再保険会社も確認された。

³³ 出再責任準備金と再保険貸の合計額（現行会計ベース）。

② 資産集約型再保険のリスクと監督上の着眼点

元受保険会社におけるリスク管理上の取組としては、再保険会社の信用力を踏まえた与信限度額の設定、担保資産の種類・水準を定めた投資ガイドラインの策定等が行われているが、資産集約型再保険は近年新たに登場した類型であり、リスク管理慣行の確立が途上にある。また、その規模や特性を踏まえると、再保険契約の解消（リキャプチャー）や再保険会社の信用状況の悪化が生じた場合に、元受保険会社が受ける影響は相対的に大きくなり得る。さらに、足元では、再々保険を通じて契約関係が多層化するなど、取引の複雑化も見られる。

このため、資産集約型再保険に係るリスク管理については、出再に伴う経済的なエクスポージャーの実態を踏まえ、再保険会社に対する信用リスクや資産集中リスクをストレス時も見据えた上で適切に抑制することが重要である。

こうした課題を踏まえ、金融庁は 2026 年 7 月に保険会社向けの総合的な監督指針を改正した。当該改正は、資産集約型再保険に係るガバナンスやリスク管理の高度化に向けた主な着眼点を明記したものであるが、その適用に当たっては、再保険契約の規模や内容、重要性等を踏まえ、プロポーショナルリティの考え方に基づき判断されることを想定している。

(参考 21)監督指針改正案の主な項目

改正項目	主な着眼点
ガバナンス・ リスク管理	<ガバナンス> ● 財務の健全性の確保・契約者保護の観点から、<u>資産集約型再保険のリスクを踏まえたガバナンス体制</u>が整備されているか <出再方針> ● <u>出再先の健全性に関する基準や、エクスポージャーの集中に関する基準等</u>が含まれているか ● <u>会社としての再保険依存度の総量</u>について、財務健全性・流動性・ストレス下の影響を踏まえ上限を設定しているか ● <u>利益相反が生じ得る場合に関する管理基準</u>が含まれているか <入口管理> ● <u>リキャプチャー条項、倒産隔離措置(信託口座や担保設定等)</u>は実効的なものとなっているか<u>再保険者からの必要な情報取得</u>に関する項目が契約条件に明確に規定されているか <出再後のモニタリング> ● 再保険者の健全性、担保、運用状況等に関する<u>定期的なレビューと情報収集</u>が適切な深度で行われているか <リスク分析と危機対応> ● リキャプチャーや出再先の破綻等を想定した<u>ストレステストを実施</u>しているか ● 取引規模や期間を勘案しリスクが大きい資産集約型再保険については、<u>複数の再保険会社の破綻やリキャプチャーの影響</u>を踏まえたストレスシナリオを策定しているか
責任準備金 控除要件 ³⁴	● 再保険取引の高度化・複雑化を踏まえ、再保険取引において責任準備金の積立が控除可能となる2要件(リスクの将来にわたる確実な移転、再保険金の回収の蓋然性)の着眼点を明確化

引き続き、国内外の動向³⁵も踏まえつつ、資産集約型再保険を中心に、生命保険会社における再保険取引の利用実態やリスク管理の状況を継続的にモニタリングしていく。

³⁴ 保険契約を再保険に付した場合に、①リスクが将来にわたって確実に移転されていること、②再保険金等の回収の蓋然性が高いこと等に照らし、当該再保険を付した部分に相当する責任準備金を積み立てないことができるとされている。本改正は、昨今、複雑な資産集約型再保険など新たな取引形態が登場したことを受け、責任準備金の不積立の可否について、その判断に当たっての考え方を明確化し、着眼点を示すことを目的とした改正であり、既に締結されている再保険契約について責任準備金の不積立の判断変更や事後的な是正を求めるものではない。

³⁵ 国際的にも関心が高まっており、米国では再保険に関する実質的なキャッシュフロー分析を求める基準が2025年に導入されているほか、英国ではリスク管理や契約構造等に関する期待を整理した監督指針が2024年に公表されたことに加え、2026年4月にはソルベンシー規制上の取扱いの見直しに関する市中協議が実施されている。

2. グループガバナンスの高度化

【金融行政上の課題】

国内大手保険グループを中心に、海外事業展開を経営戦略上の重要な施策と掲げ、海外子会社を含む国際的な保険グループの形成が進んでいる。こうした中、個社単位だけでなくグループ全体として経営管理態勢及びリスク管理態勢を強化し、グループガバナンスの高度化を図っていくことが重要であることから、引き続き、各国監督当局と協力して実効的なモニタリングを行っていく必要がある。

なお、2019 年 11 月、保険監督者国際機構 (IAIS³⁶) において、IAIGs の監督枠組み (ComFrame^{37,38}) 及び保険セクターのシステミックリスクに対する包括的枠組み (HF) が採択された機会を捉え、2020 年 12 月に監督指針を改正し³⁹、IAIGs 以外も含め、保険グループの規模・特性に応じたグループ監督の枠組みを整備している⁴⁰。

【2025 事務年度の実績】

(1) 生命保険会社

2025 事務年度は、内部統制に関するグループ横断的な会議の開催、海外買収先の管理基準の明確化、投資リスク管理の強化、リスク管理専門人材の配置、海外子会社幹部の育成など、グループガバナンスの高度化に向けた取組が継続的に進められていることが確認された。各保険グループにおいては、引き続き、グループガバナンスの高度化に不断に取り組んでいくことが重要である。

³⁶ International Association of Insurance Supervisors。詳細は、「【コラム】保険監督を巡る国際的な動向」参照。

³⁷ IAIGs に対する実効的なグループ監督 (IAIGs の適切なコーポレートガバナンスやリスク管理、各当局間の監督上の協調等) に焦点を当てた監督上の基準・ガイダンス。ComFrame の内容は、監督者が遵守すべき規定 (Requirement) である Standard と、その理解や導入を促進するための Guidance から構成される。

³⁸ ComFrame においては、グループ監督当局が、他の海外当局とも協力し、以下の定量基準の双方に該当するかを考慮した上で、各保険グループが IAIGs であるか否かを決定することとしている。

○国際的活動

- ・ 3 以上の法域で保険料が計上されており、かつ
- ・ 本拠法域外のグロス計上保険料が、グループ合計のグロス計上保険料の 10% 以上あること

○規模 (3 年移動平均に基づく)

- ・ 総資産が 500 億米ドル以上、又は
- ・ 総グロス計上保険料が 100 億米ドル以上

³⁹ 保険グループの規模・特性に応じてグループ監督を行うための枠組みを整備する目的から、「VII グループベースでの監督等」を新設するなど、2020 年 12 月「保険会社向けの総合的な監督指針」を改正。

⁴⁰ 我が国の IAIGs として指定する保険グループは、株式会社第一ライフグループ、東京海上ホールディングス株式会社、MS&AD インシュアランス グループ ホールディングス株式会社、SOMPO ホールディングス株式会社、住友生命保険相互会社、日本生命保険相互会社、明治安田生命保険相互会社の 7 社。指定については、ComFrame 上の定量基準に照らして、年に 1 回の評価を定期的に行うとともに、新たな買収等によりグループの範囲に変化が生じた場合等には随時評価を行い、必要に応じて見直しを行う。

(2) 損害保険会社

2025 事務年度は、各保険グループにおいて、グループ横断的な委員会の設置による経営レベルの議論強化、専門人材・知見を集約した組織による共通ガバナンス枠組みの整備、海外拠点の法令違反事案への対応強化、グローバル人材戦略の高度化、グループ共通ツールや人材育成プログラムを通じた一体感の醸成など、グループガバナンス高度化に向けた取組が継続的に進展していることが確認された。今後も各保険グループにおいては、引き続きグループガバナンスの高度化に向けた取組を進めていくことが必要である。

(3) 再建計画⁴¹

再建計画について、2024 事務年度に引き続き、新たに導入される経済価値ベースのソルベンシー規制を踏まえ、トリガー・フレームワークを検討・分析するなどの取組を確認した。また、一部の保険グループでは、再建計画の有効性・実効性の向上に向けて、リカバリーオプションの実行を想定した。各オプションの具体化・懸念事項の洗い出しや、有事の際に機動的な対応が行えるようプレイブックの精緻化が行われていることを確認した。危機時に迅速な対応が可能となるよう、再建計画の内容を精緻化・高度化していくことが重要である。

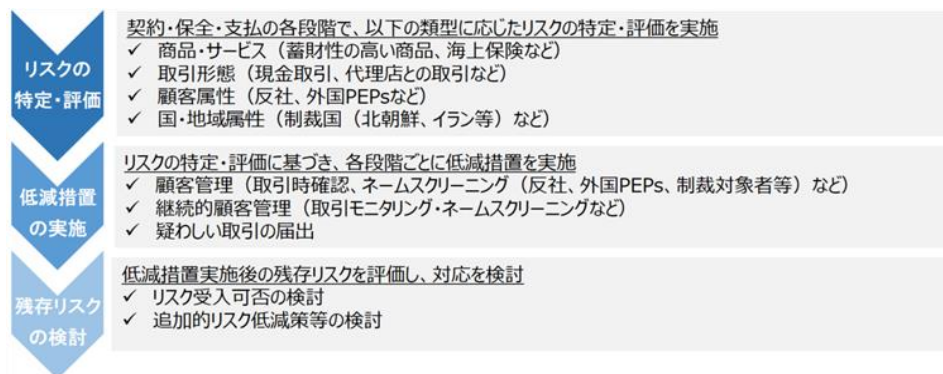
⁴¹ 再建計画は、大きなストレスが発現し保険グループの健全性が大きく損なわれる事態に至った場合に効果的な対応を行うためのオプションやプロセスについて、平時から一定の整理を行っておくものであり、これにより、平時におけるリスクの所在のよりの確な理解、更にはストレス発現時における迅速な対応を可能とすることが期待される（監督指針Ⅶ-5-1-2 参照）。再建計画に含まれる内容は、保険グループの構造、再建計画発動のトリガー、ストレスシナリオ、リカバリーオプションなど。

3. マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策

【金融行政上の課題】

第4次 FATF⁴²対日相互審査を踏まえ、2021年4月、金融庁は保険会社を含む所管金融機関に対し、「マネロン・テロ資金供与対策に関するガイドライン」で対応を求めている事項について、2024年3月末までの態勢整備等の完了を要請した。今後は、2028年の第5次対日相互審査を見据え、態勢整備から有効性検証を通じた高度化に軸足を移す必要がある。このため金融庁は、2025年3月に「マネロン等の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理」、同年6月に「マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題」を取りまとめ、有効性検証を行うに当たって参考となる考え方や、我が国の金融機関におけるマネロン等への対応状況などを公表した。各種レポート等⁴³によれば、保険会社のマネロン等のリスクは、為替業務を行っている銀行等と比較して相対的に高くないとされているものの、留意すべきリスクも存在することから、リスクに応じた適切な対応等が求められる。

(参考 22) マネロン等対策の基本的枠組み



(出典)金融庁作成

【2025 事務年度の実績】

2025 事務年度のモニタリングにおいては、大手生命保険会社及び大手損害保険会社等⁴⁴を対象として、有効性検証に係る態勢の整備状況を確認したほか、保険商品の特性を踏まえたマネロン等リスクへの対応状況を確認した。

⁴² Financial Action Task Force

⁴³ 例えば、犯罪収益移転危険度調査（令和7年版）134頁では、以下のような記述がある。

「保険契約は、原則として、人の生死に関し一定額の保険金を支払うことを約すもの又は一定の偶発的な事故によって生ずることのある損害を填補することを約すものである。資金の給付が行われるのはこれらの確率的な要件が満たされた場合に限られるため、この点は、保険がマネー・ローンダリング等に悪用される危険度を大幅に低減する要因といえる。

しかし、一口に保険商品といっても、その内容は多様であり、保険会社等は蓄財性を有する商品も提供している。蓄財性を有する商品は、将来の偶発的な事故に対する給付のみを対象とする商品と異なり、より確実な要件に係る給付、例えば満期に係る給付を伴うもの等がある。このような商品は、契約満了前に中途解約を行った場合にも高額の解約返戻金が支払われる場合が多く、例えば、契約締結時に保険料が支払われた後、速やかに中途解約された場合には、リスクが特に高いものと認められる。また、クーリングオフにより保険料充当額が返金される場合については、特にマネー・ローンダリング等に悪用されているおそれが高いものとして留意する必要がある。」

⁴⁴ 外資系生命保険会社や大手以外の損害保険会社を含む。

(1) 生命保険会社

生命保険会社では、マネロン等対策の有効性検証に向けた態勢整備が進み、契約時・契約期間中・支払時の各プロセスを対象としたリスク管理の検証が実施されている。一方で、対応状況には会社間で差が見られ、一部ではコンプライアンス部門に加え IT 部門を主管部署とするなど、システム管理の重要性を意識した対応事例も認められた。

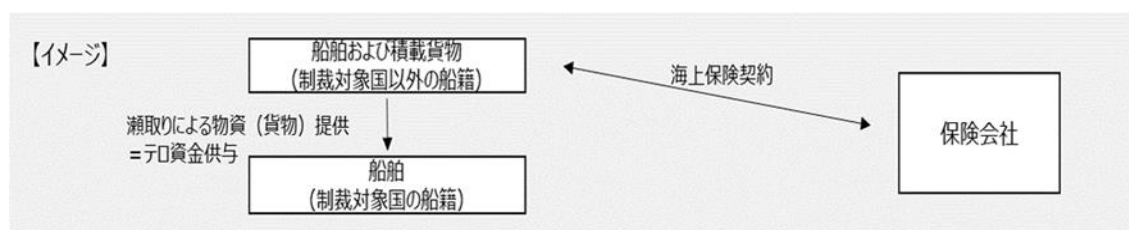
また、貯蓄性保険商品の特性を踏まえ、本人確認や反社チェック、解約返戻金の支払先を契約者本人口座に限定するなどのリスク低減策が講じられている⁴⁵。他方、長期契約に関する本人確認手続については、法令改正時の経過措置⁴⁶の適用や追加確認が不十分だった事例も確認されており、各生命保険会社においては長期契約という保険商品の特性や規制要件の動向にも留意した対応を行っていく必要がある。

(2) 損害保険会社

損害保険会社においては、有効性検証に係る態勢を整備し、コンプライアンス部門が主管部署となり、外航船舶保険などの比較的风险が高いとされる分野を中心にリスク管理の有効性等を検証している状況が認められた。損害保険商品は短期契約が中心で貯蓄性商品も限定的であるが、積立保険については継続的顧客管理として、年 1 回の顧客情報確認や住所不明時の再確認・調査を実施している。また、満期保険金の支払先を契約者本人名義の口座に限定するなど、マネロン等リスクの低減を図っている⁴⁷ことが認められた。

また、外航貨物保険(海上保険)では、損害保険各社共に概ね保険引受時に契約者や被保険者、荷受人等の取引関係者のほか輸出入貨物に係る国・地域、品目、輸送船舶名などをフィルタリングし、制裁違反の有無を確認している状況が認められた。但し、フィルタリングの実施にあたり、OFAC 制裁リストを活用しておらず、フィルタリング・カバレッジの適切性を検証・評価する必要がある事例も認められた。

(参考 23) 保険会社が制裁対象国への物資提供に関与してしまうケース



(出典)金融庁作成

⁴⁵ 例外的に第三者が保険金等の受取人になる場合には、当該第三者を対象とした取引時確認、反社等該当性スクリーニングなどを実施することとしている。

⁴⁶ 法改正等に伴う新しい義務の適用に際し、既存取引や事業者の準備状況に配慮して、一定条件等の下で新法による義務が履行されているものと見做して新法の適用を認めるもの。

⁴⁷ 例外的に第三者が保険金等の受取人になる場合には、当該第三者を対象とした取引時確認等を実施することとしている。

4. サイバーセキュリティ対策

【金融行政上の課題】

近年のサイバーリスクの高まりを受け、金融機関の業務委託先等サードパーティを狙ったサイバー攻撃事例が複数発生している。保険会社においては、契約者のマイナンバーや健康情報等、極めてセンシティブな個人情報を大量に保有し、当該情報を保険代理店や委託先との間で共有していることから、サードパーティへのサイバー攻撃が発生した場合、自社への業務影響に加え、契約者のセンシティブな情報の漏えいに繋がる可能性がある。このため、顧客情報の保護と事業継続の観点から、サードパーティも含めたサイバーセキュリティ対策は経営上の重要課題の一つである。

また、2025 年には証券会社のインターネット取引サービスで不正アクセス・不正取引被害が急増したことを踏まえ、金融業界全体として、不正アクセスや不正取引への対策強化が重要な継続課題となっている。

【2025 事務年度の実績】

金融庁は、金融機関の業務委託先等のサードパーティへのサイバー攻撃や不正アクセス事案の増加を踏まえ、サードパーティリスク管理やサイバーセキュリティ対策の強化を進めている。具体的には、海外大手金融機関の取組を調査した報告書⁴⁸の公表のほか、証券口座不正アクセス・不正取引事案を受けて、フィッシング耐性のある多要素認証の導入要請、保険会社向け監督指針の改正などを実施した。

また、サイバーセキュリティセルフアセスメント(CSSA)や IT レジリエンス分析レポート⁴⁹を通じて、金融機関の自主的なサイバーセキュリティ態勢や業務継続・復旧能力(レジリエンス)の向上を促している。

⁴⁸ 「[金融機関のサードパーティ・サイバーセキュリティリスク管理強化に関する調査報告書](#)」(2026 年 4 月)

⁴⁹ 金融庁では、2019 年以降、毎年、「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」を公表してきた。昨今の地政学リスク、サイバーリスク等の高まりを背景に、金融業界におけるレジリエンス強化の重要性が増していることを踏まえ、2025 年 6 月には、サイバーセキュリティやオペレーショナル・レジリエンスの観点も含めた「金融分野における IT レジリエンスに関する分析レポート」として内容を再構成し、公表した。

5. 経済安全保障上の対応

【金融行政上の課題】

(1) 基幹インフラ制度

2022年5月に成立した経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以下、「経済安全保障推進法」）の基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度（以下、「基幹インフラ制度」）においては、金融を含む基幹インフラの重要設備が我が国の外部から行われる役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止するため、国から指定を受けた事業者（以下、「特定社会基盤事業者」）は、特定重要設備の導入又は維持管理等の委託を行う場合、事前にその計画を届け出るとともに、審査を受けることとされている。

（参考 24）保険業における指定基準・業務

特定社会基盤事業 （経済安全保障推進法施行令 第9条第13号ロ）	特定社会基盤事業者の指定基準 （内閣府令第2条第5号）	業務 （内閣府令第1条第5号）
保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第一項に規定する保険業	次のいずれかに該当する者であること。 イ 直近の三事業年度における損益計算書に計上すべき保険金等支払金の額から損益計算書に計上すべき解約返戻金、その他返戻金及び再保険料の合計額を控除した額の平均が一兆円以上である者 ロ 直近の三事業年度の末日における生命保険業務に係る保険契約の件数の平均が二千万件以上である者 ハ 直近の三事業年度における損害保険業務に係る元受正味保険金の額の平均が一兆円以上である者 ニ 直近の三事業年度の末日における損害保険業務に係る保険契約の件数の平均が二千万件以上である者	保険金の支払又は損害の填補に係る業務

（参考 25）保険業における特定重要設備

特定重要設備 （内閣府令第1条）	構成設備 （内閣府令第12条）	重要維持管理等 （内閣府令第8条）
保険金支払システム （査定など工程管理をするシステム及び契約情報を保有するシステム）	保険金支払システム（査定など工程管理をするシステム及び契約情報を保有するシステム）に係る中核的な情報処理を行う機能を有する業務アプリケーション 上記アプリケーションに係るオペレーティングシステム、ミドルウェア、サーバー、顧客資産情報を保管する設備等	維持管理 操作

(2) サイバー対処能力強化法

国家安全保障戦略（2022年12月閣議決定）において、サイバー安全保障分野での対応能力を欧米主要国と同等以上に向上させるとの目標を掲げ、①官民連携の強化、②通信情報の利用、③攻撃者のサーバ等への侵入・無害化等に係る制度の導入等を内容とする「サイバー対処能力強化法」及び「同整備法」が2025年5月に成立した。規制対象である特別社会基盤事業者⁵⁰は、サイバーセキュリティが害された場合に、特定重要設備の機能が低下し、又は低下するおそれがある一定の電子計算機（特定重要電子計算機）を導入したときは、その製品

⁵⁰ 特定社会基盤事業者のうち、特定重要電子計算機を使用するもの。

名等を届け出ることや、サイバー攻撃を受けた場合等には政府へ報告することとされている。

【2025 事務年度の実績】

(1) 基幹インフラ制度

金融庁においては、基幹インフラ制度⁵¹の円滑な運用を図るため、相談窓口⁵²を通じて関係事業者に必要な助言を行うとともに、技術的な解説を公表している。具体的には、個々のシステム更改等が届出対象に該当するかなどについて、それぞれの特定社会基盤事業者⁵³との対話を通じ、認識の共有を図っている。

基幹インフラ制度に基づく届出審査においては、特定社会基盤事業者による重要なシステムの導入やその維持管理等の委託について、例えば、特定重要設備の供給者等が我が国の外部にある主体から強い影響を受けているかどうか、特定重要設備に対する妨害行為のおそれに関する評価を自ら行い、その結果に応じて、リスク管理措置を講じているかといった観点から審査を実施した。

金融庁としては、今後も、基幹インフラ制度の円滑な運用に向けて、特定社会基盤事業者との間で丁寧な対話に努めるとともに、本制度の趣旨に沿ってインフラ機能の安全・信頼を確保するための措置が講じられるように促していく。なお、特定社会基盤事業者以外の特定社会基盤事業を行う者においても、役務の安定的な提供が確保されることが望ましいため、システム更改等を行う際には、本制度の趣旨を踏まえ、必要な助言等を行った。

(2) サイバー対処能力強化法

また、サイバー対処能力強化法⁵⁴(官民連携部分)は、2026 年 10 月 1 日から施行される予定であり、金融庁においては、国家サイバー統括室と連携しながら、特別社会基盤事業者に対して、届出が必要な特定重要電子計算機の予備調査等を行った。引き続き、同法の着実な施行に向け、特定重要電子計算機の範囲の特定やインシデント報告の適切な運用など、特別社会基盤事業者との認識の共有を図りつつ、十分な体制整備がされるように促していく。

⁵¹ 基幹インフラ制度の詳細は、金融庁ウェブサイト「[金融分野における経済安全保障対策](#)」参照。

⁵² 金融庁では、特定社会基盤事業者を含む関係事業者との意思疎通を行うため、「[基幹インフラ制度に関する相談窓口](#)」にて相談を受け付けている。

⁵³ 保険業では、生命保険会社 6 者（アフラック生命保険株式会社、株式会社かんぽ生命保険、住友生命保険相互会社、第一生命保険株式会社、日本生命保険相互会社、明治安田生命保険相互会社）、損害保険会社 4 者（あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社、東京海上日動火災保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社）の計 10 者を特定社会基盤事業者に指定。

⁵⁴ サイバー対処能力強化法の詳細は、内閣官房ウェブサイト「[サイバー安全保障に関する取組（能動的サイバー防御の実現に向けた検討など）](#)」参照。

IV. 顧客本位の業務運営について

1. 営業職員管理態勢の高度化

【金融行政上の課題】

生命保険の販売チャネルは多様化しているものの、営業職員による対面販売は引き続き中核的役割を担っている。営業職員チャネルは顧客との継続的かつ密接な関係性を基礎とする特性を有していることから、営業職員の管理態勢のみならず、企業文化やガバナンスを含む経営管理態勢全般の充実を図ることが重要である。

【2025 事務年度の実績】

生命保険協会は、2023 年2月に公表した「営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化にかかる着眼点⁵⁵（以下、「着眼点」）」に基づき、2025 事務年度においてもフォローアップアンケートを実施した。その結果、各社において「着眼点」に基づく取組が一定程度浸透し、継続的に取り組まれていることが確認された。一方で、不適正事象の類型が多様化・複雑化していることを踏まえると、これまでの取組のみでは十分とは言えず、不適正事象の予兆検知及び未然防止に係る取組の一層の高度化が求められる状況にある。

このため、生命保険協会は、上記の状況やフォローアップアンケート結果等を踏まえ、以下の取組を実施している。⁵⁶

- ・役員級意見交換会を開催し、各社の取組や真因分析結果・再発防止策等の共有を実施。
- ・代表者意見交換会を開催し、各社において、自社の態勢・取組について改めて深度ある点検を行うとともに、代表者のリーダーシップの下、「着眼点」を踏まえた態勢整備に不断に取り組むことについて申し合わせを実施。
- ・2026 年4月には「着眼点」を改訂し、フォローアップアンケート等を通じて共有された各社の参考となる取組事例を追加。
- ・顧客被害の未然防止の観点からチラシ・ポスターの作成や Web 広告等によるお客様向け注意喚起を実施。

金融庁は、生命保険協会による「着眼点」に基づく取組の進展や各社の対応状況を継続的にフォローするとともに、業界全体の取組を後押しする同協会の役割発揮についても確認していく。

⁵⁵ 生命保険協会ウェブサイト「[営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化にかかる着眼点のとりまとめ](#)」

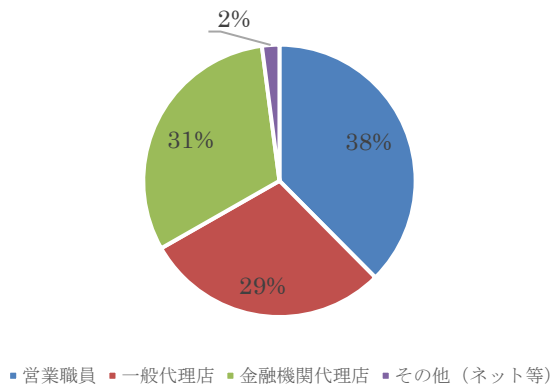
⁵⁶ 生命保険協会ウェブサイト「[「営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化にかかる着眼点」の更新および公表](#)」

2. 保険代理店における募集管理態勢の高度化

【金融行政上の課題】

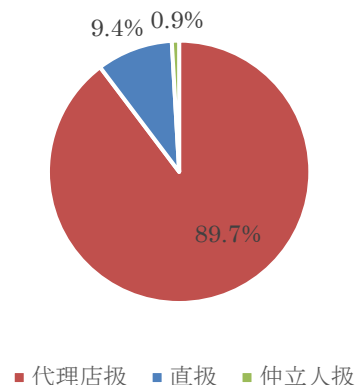
保険代理店は保険販売の主要なチャネルとして重要な役割を担っている。一方で、2025 事務年度には一部代理店で経営管理態勢や法令等遵守態勢に課題が認められたことなどを踏まえ、保険代理店における募集管理態勢の一層の高度化が求められている。

(参考 26) 生命保険チャネル別販売比率
(2026 年3月末現在)



※年換算保険料ベース
(出典) 金融庁作成

(参考 27) 損害保険チャネル別販売比率
(2025 年3月末現在)



※元受正味収入保険料ベース
(出典) 日本損害保険協会ウェブサイト「[募集形態別元受正味保険料割合表](#)」より金融庁作成

【2025 事務年度の実績】

(1) 保険代理店ヒアリング

金融庁では、「保険業法の一部を改正する法律」が 2025 年5月 30 日に成立し、その施行が 1年以内に予定されていること等を踏まえ、保険代理店における体制整備や比較推奨販売の適正化、過度の便宜供与の防止等に関する取組状況や課題についてヒアリングを実施した。その結果、多くの代理店で体制整備が進められている一方、人材不足や取組の実効性確保、保険会社との連携などが共通の課題として認識された。

【ヒアリング結果概要】

① 法令等遵守責任者・統括責任者の設置について

各乗合代理店では、組織規模や拠点分布を踏まえた法令等遵守責任者・統括責任者の配置に向けた検討が進められているほか、人材育成や補佐体制の整備など実効性向上に向けた取組も見られた。一方で、営業とコンプライアンス管理を兼務する体制における実効性の確保や、配置単位・人数の考え方が課題として挙げられた。

② 内部管理体制・苦情管理体制について

AIを活用した証跡管理の高度化や外部監査の活用、顧客の声を直接把握する仕組みの整備など、募集品質の向上や内部管理態勢の強化に向けた取組が進められている。一方で、監査人材の確保や募集記録の有効活用などが課題として認識されている。

③ 比較推奨販売について

比較推奨販売の適正化に向け、募集プロセスの証跡保存強化や販売インセンティブの見直しなどの取組が進められている。一方で、保険会社間における比較指標の統一やシステム対応に伴う負担が課題として挙げられた。

④ 過度の便宜供与について

過度の便宜供与の排除に向けて、社内規程の整備や保険会社との面談記録・報告ルールの導入など、統制強化に向けた取組が進められていることが確認された。一方で、保険会社との必要な連携や顧客対応への影響を懸念する声も聞かれた。

(2) 生命保険協会における「代理店業務品質評価運営」

2025 事務年度においても、金融庁は、生命保険協会が実施する「代理店業務品質評価運営」に関する検討にオブザーバーとして参加し、経営陣の関与の下での自己点検の実施、自己点検結果を踏まえた保険会社によるリスクベースの代理店管理の徹底等について意見発信を行った。

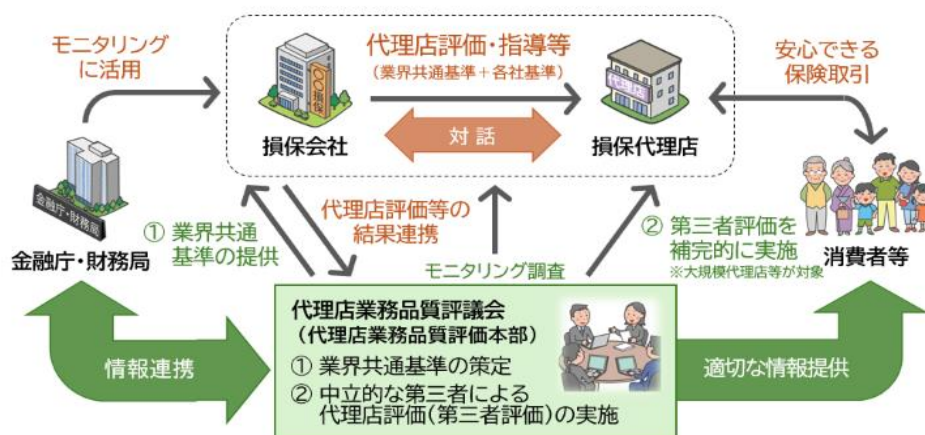
また、認定代理店制度については認定数の拡大だけでなく、業務品質の実効的な確保と制度の質的向上が重要であるとの認識を示した。

(3) 日本損害保険協会における「代理店業務品質評価制度」

日本損害保険協会では、「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」報告書を踏まえ、代理店の業務品質向上に向けた第三者評価制度の構築を進めており、2025 年度には、業界共通の評価指針の策定及び第三者機関（代理店業務品質評議会）を設置し、2026 年度から順次運用開始。

今後、損害保険会社には、本制度の適切な運用を通じた代理店の業務品質向上や顧客本位の業務運営の一層の浸透に繋げることが期待される。また、その実効性を高めるためには、代理店との丁寧な対話・コミュニケーションを通じて双方の理解と協力の下で、継続的な改善を図っていくことが重要である。

(参考 28) 代理店業務品質評価制度の全体像



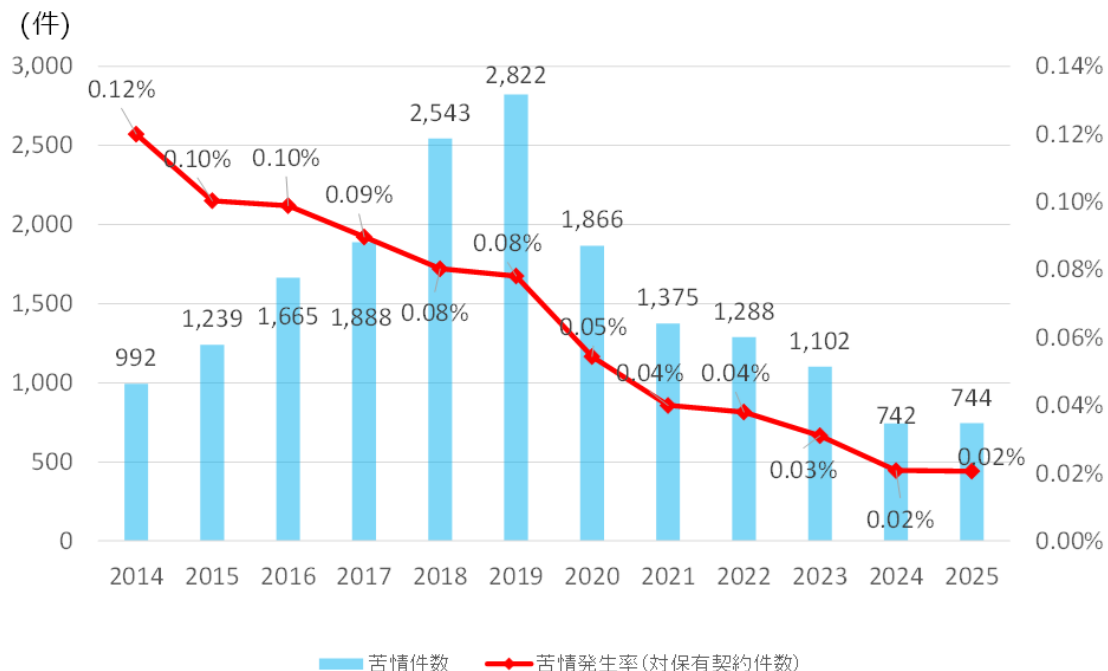
(出典) 日本損害保険協会 ([代理店業務品質評価を行う業界共通の枠組み](#))

3. 外貨建保険の募集管理等の高度化

【金融行政上の課題】

外貨建保険について、銀行等の金融機関代理店（以下3. では、「代理店」）を中心とした販売量は、為替・金利環境の影響等から 2023 年度以降減少傾向にある。一方、苦情発生率は低位で推移しているものの、他の保険商品と比べると依然として高い水準にあり、顧客本位の業務運営の観点から、苦情抑制に加え顧客の最善利益を踏まえた取組の高度化が重要である。また、金融事業者の選択や顧客による比較検討に資するよう、投資信託等と同様の比較可能な共通 KPI を作成・公表することにより、金融事業者の選択に資するとともに、顧客が各業態の枠を超えて比較検討することを容易にする有益な情報提供が行われることが望ましい。

（参考 29）代理店で発生した外貨建保険・年金の新契約に関する苦情件数と苦情発生率



※ 2025 年度第4四半期までにおける外貨建保険等の特定保険契約以外の保険に係る苦情発生率は 0.01%。

（出典）生命保険協会ウェブサイト「[生命保険各社の苦情受付情報・保険金等お支払情報について](#)」より金融庁作成

【2025 事務年度の実績】

（1）外貨建保険の販売に関するモニタリング

2025 事務年度においては、外貨建保険の販売量が多い生命保険会社に対し、以下の①～④を中心に取組状況のフォローアップを実施した。

① 苦情発生状況等

2025 年度、外貨建保険の販売が減少傾向にある中、苦情件数は対前年微増の傾向が見

られるものの、苦情発生率は低位で推移していた。苦情抑制のため、代理店が自律的にPDCAを回せる態勢を構築できるよう、生命保険会社と代理店の第1.5線⁵⁷・第2線⁵⁸も含めた個別対話を行う社が増加していた。また、市場価格調整(MVA)⁵⁹に関する苦情が依然発生している生命保険会社は、代理店に対して苦情未然防止のポイント等の情報提供を実施していた。

② 適合性確認の基準及び高齢者募集ルールの実効性向上

適合性確認の基準については、2024 事務年度に引き続き、代理店検査やその後のフォローアップ、第1.5線・第2線の部署も含めた個別対話を通じて、代理店における同基準の設定・高度化に向けた取組が進展している事例⁶⁰が見られた。

また、高齢者募集ルールについては、生命保険会社が代理店検査を通じて、高齢者の特性に配慮した勧誘・販売態勢の実効性及び有効性について確認し、態勢整備に改善の余地があると判断した代理店に対する提言⁶¹により改善が図られた事例が見られた。さらに、生命保険会社による代理店検査に関し、準拠性中心の検証から顧客本位の業務運営に関する原則や最善利益勘案義務の観点を充実させる内容へと見直し⁶²、確認された好取組を他代理店へ展開する事例が見られた。

③ 重要情報シート⁶³の活用

代理店における重要情報シートの導入率は、2025 年8月時点で 95%となり、前年度対比で進捗していた⁶⁴。未導入代理店の多くは投資信託を併売する先であるが、こうした先に対し、各生命保険会社においては、導入に当たっての課題や懸念を丁寧にヒアリングし、導入に向けたサポートを継続するなどの対応を実施しており、2026 年上期中の導入を代理店に働きかけ未導入が続く場合は商品の供給停止等の措置を講じる予定とする社も見られた。

⁵⁷ 営業部門内で募集コンプライアンスなど内部管理を担当する部署。

⁵⁸ 本社のコンプライアンス統括部門等。

⁵⁹ Market Value Adjustment：保険を途中で解約した場合に戻ってくる解約返戻金が、市場金利によって増減する仕組み。

⁶⁰ 適合性を確認・記録するシステムにリスク性金融資産割合等の基準を設定し、システム判定を開始する等。

⁶¹ 「親族同席不可時の同意書面の導入」「リスクや不利益事項等に関して理解した内容や理解の程度が確認できる発言・反応を記録に残す」等。

⁶² 「親族の同席・関与」「高齢者の特性等への配慮」の観点からプリンシプルベースで実践している活動を中心にヒアリングする等。

⁶³ 金融審議会「市場ワーキング・グループ」報告書（2020 年 8 月）の提言を踏まえ、業態をまたぐ商品の比較説明の容易化を図るため金融業界で導入されたもの。

⁶⁴ モニタリング対象社に対する調査によるもの。未導入代理店の内訳は、信用金庫 56%、証券会社 27%、地域銀行 8%、その他 9%。

④ アフターフォロー等

アフターフォローについて、ターゲット型保険⁶⁵の目標到達前アフターフォローに資する情報・ツールを代理店に提供、あるいは提供した情報・ツールの活用状況を確認し更なるアフターフォローを促すなど、各生命保険会社の工夫が見られた。また、代理店におけるアフターフォロー規程の内容を確認した上で、代理店との手数料規程を改訂しアフターフォローを役務として明確化する生命保険会社も見られた。

その他、各生命保険会社では、顧客本位の業務運営の観点から、経済合理性に乏しい乗換販売の抑制に向けた募集管理態勢の強化や、商品組成時に想定した顧客層と販売実績との整合性に関する検証の取組⁶⁶が進められている。また、商品組成時のリスク・リターン検証についても、業界共通の手法に加え、各社独自の工夫による高度化を図る事例⁶⁷が見られた。

(2) 外貨建保険の販売会社における比較可能な共通 KPI(以下、「共通 KPI」)⁶⁸

共通 KPI について、2025 事務年度においては、2025 年3月末基準での公表を各販売主体に対して促し、金融庁に報告するよう要請した。これを受けて、2026 年3月時点で 155 の金融事業者が共通 KPI を公表し、金融庁に報告を行った。金融庁では、その報告内容を集計・分析し公表⁶⁹した。

分析結果によれば、外貨建保険の運用損益がプラスとなっている顧客の割合が為替水準の変動等により、2024 年3月末の約8割から 2025 年3月末には7割弱に下落した。運用損益が大きく変化した顧客に対しては、丁寧なアフターフォローなどを通じて顧客本位の業務運営を図っていくことが重要である。

⁶⁵ 解約返戻金が顧客の設定した目標値に到達した場合、自動的に円貨で運用成果を確保し、円建の終身保険等に移行する商品。

⁶⁶ 想定顧客属性に関連する検証項目（早期解約率、高齢者販売占率、投資経験無し契約占率等）の閾値を超過しているか代理店単位で検証し、結果を経営層へ報告する等。なお、乖離がある代理店に対し、生命保険協会ガイドラインに則した指導等に至った事例は見られなかった。

⁶⁷ 一定の前提を置いた上で、所定の期間経過時点における保険の積立金額と他の金融商品の価額の比較を実施、保険特有の性質を踏まえて評価の上、結果を経営層へ報告する等。

⁶⁸ 各業態の枠を超えて、リスクや販売手数料等のコストに見合ったリターンを長期的に確保できているかを比較検討できるよう、2022 年 1 月に定義・公表。

⁶⁹ 金融事業者からの追加報告分を更新しながら、2025 年 9 月、2026 年 3 月の 2 回にわたって公表を実施。分析の詳細は、金融庁ウェブサイト「[外貨建保険の共通 KPI に関する分析（2026 年 3 月）](#)」参照。

4. 乗合代理店向け保険商品の販売手数料等に関するモニタリング

【金融行政上の課題】

2024 年 12 月 25 日に公表された金融審議会「損害保険業等に関する制度等ワーキンググループ」報告書において、以下の提言がなされ、「代理店手数料と保険会社の収益の関連性」や「代理店手数料と比較推奨販売の関係性」に関するモニタリングを深化させていく必要がある。

（「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」報告書抜粋）

現時点においては、募集手数料の多寡が保険代理店における比較推奨販売にどのように影響するか、募集手数料の開示が顧客の合理的な意思決定にどの程度資するかについては様々な意見がある。したがって、今後は、乗合代理店における比較推奨販売の実態に関するモニタリングを深化させるとともに、こうした実態と保険会社における募集手数料を含む収益コスト構造との関連についての理解をより深める必要がある。その結果、募集手数料の多寡を原因とした不適切な比較推奨販売が行われている実態が認められた場合や、募集手数料の開示が顧客の合理的な意思決定に有効であるとの結論が得られた場合には、募集手数料の開示を求めることも考えられる。

【2025 事務年度の実績】

2025 事務年度は乗合代理店の募集手数料（以下、「代理店手数料」）に関して、乗合代理店を主要な保険販売チャネルとする保険会社に対してアンケートを実施し、「代理店手数料と保険会社の収益の関連性」や「代理店手数料と比較推奨販売の関係性」に関するモニタリングを開始した。

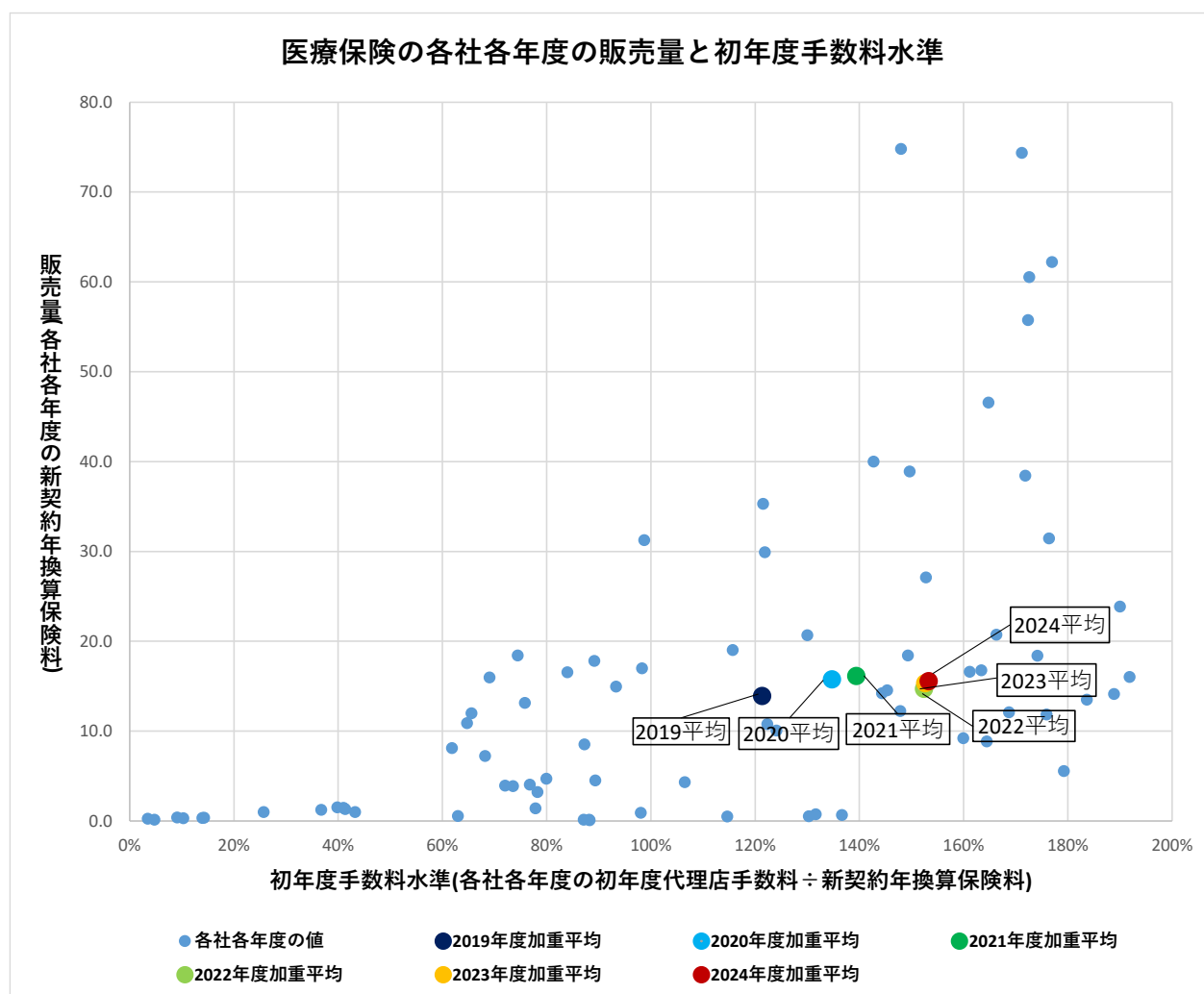
（1）医療保険に係る初年度手数料水準の動向に関する分析

（参考 30）は医療保険（無解約返戻金型）について、2019 年度から 2024 年度のアンケート対象保険会社の年換算保険料⁷⁰ベースの保険の各販売量（以下、「新契約年換算保険料」）と当該各新契約年換算保険料に対して契約初年度に支払われた代理店手数料（以下、「初年度代理店手数料」）の割合（％）（以下、「初年度手数料水準」）をグラフ化したものである。

このグラフからは、初年度手数料水準を高くすれば販売量が多くなる（逆に、初年度手数料水準が低ければ販売量が低調にとどまる）という関係性が類推される。また各年度の平均を見ると初年度手数料水準は 2019 年度から 2022 年度まで上昇した後、2022 年度からは上昇しているもののほぼ横ばいに留まり、頭打ち感も見られるが、販売の傾向については、手数料水準だけでなく、新（競合）商品の販売時期や代理店手数料の支払方法のほか、保険代理店における推奨の実態等様々な要素が絡むため、さらなる分析を行い、「代理店手数料と比較推奨販売の関係性」について、引き続きモニタリングを継続していく。

⁷⁰ 月払い、年払い、一時払いなど多様な保険料の支払い方を調整し、契約期間中に平均して保険料が支払われると仮定した場合の 1 年間の保険料収入。

(参考 30)医療保険の各社各年度の販売量と初年度手数料水準



(出典)金融庁作成。各年度加重平均は、年度ごとに販売量の平均を計算するとともに初年度手数料水準を販売量にて加重平均を計算したもの

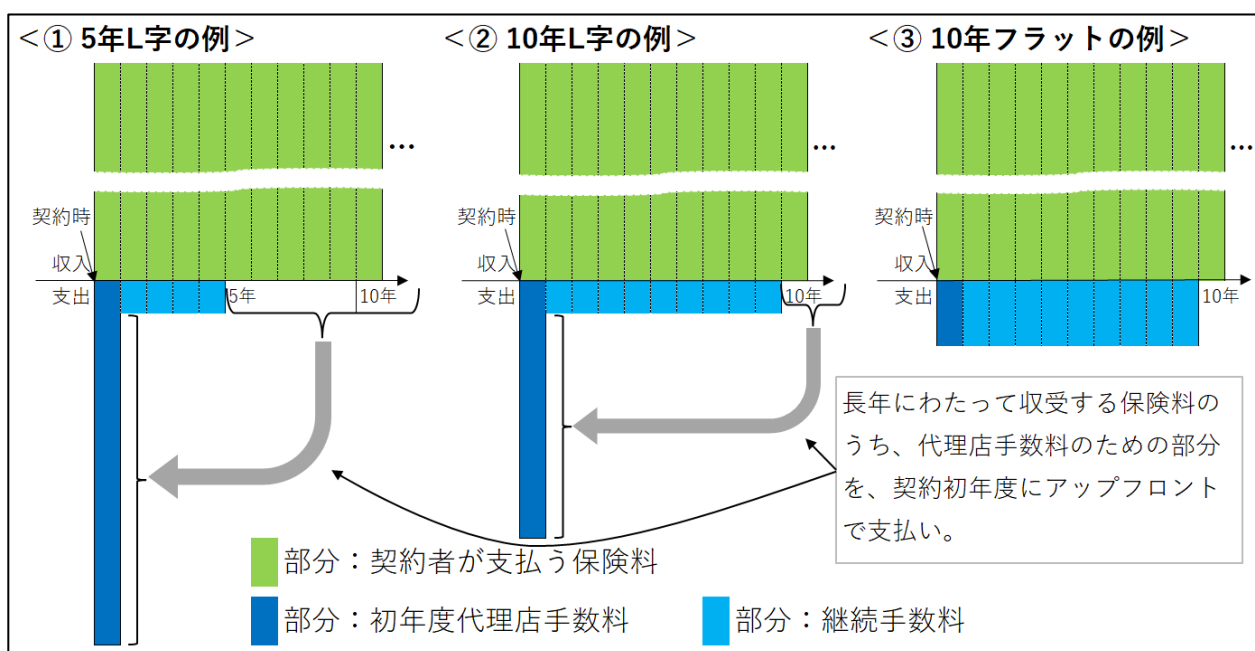
2024 事務年度は、主として金融機関代理店チャネルにおける販売手数料フラット化の取組についてモニタリングを行った。販売手数料のフラット化は、初年度代理店手数料率⁷¹の引下げ(2年目以降継続手数料への配分)とともに、支払タイプ⁷²の変更によっても実現できるが、金融機関代理店チャネルでは、初年度代理店手数料率の引下げとともに、主力の商品⁷³について、5年L字といったタイプから10年L字へ変更する動きが見られる。このため、2025 事務年度は、モニタリングの範囲を一般乗合代理店チャネルにも拡大し、支払タイプの状況を調査した(支払タイプ別のイメージは(参考 31)参照)。

⁷¹ 初年度の保険料に対する初年度手数料の割合。

⁷² 保険会社においては、代理店手数料に複数の支払タイプを用意し、乗合代理店が支払タイプを選択できるようになっており、一般的に、5年L字、10年L字、10年フラット、完全フラットの順で、よりアップフロント(手数料支払いの前倒し)で代理店手数料を支払うため、前倒し傾向が強まれば初年度手数料水準は高くなる。

⁷³ 積立利率更改終身保険等。

(参考 31) 代理店手数料の様々な支払いタイプ



※保険契約が早期に解約された場合、アップフロントで支払われた代理店手数料を保険会社に戻入する仕組みがある。

(出典) 金融庁作成

2024 年度の医療保険(無解約返戻金型)について、アンケート対象保険会社から回答があった乗合代理店(一保険会社 20 代理店程度)の 5 年 L 字、10 年 L 字、10 年フラットそれぞれの支払タイプの件数を調べたところ、(参考 32)の表のとおりであった。5 年 L 字が最も多く、乗合代理店においては初年度手数料水準が高くなる支払タイプを選好する傾向があると言える。

(参考 32) 2024 年度 医療保険に係る一般代理店手数料支払タイプ別代理店件数

支払タイプ	5年L字	10年L字	10年フラット
件数	183件	29件	1件

(出典) 金融庁作成

販売手数料フラット化(支払タイプの変更によるものを含む)に伴う初年度代理店手数料の減額を行った場合、(理論上)契約初期費用や解約控除も併せて引き下げることが可能であるほか、乗合代理店における適切な比較推奨販売や契約締結後のアフターフォロー⁷⁴にも影響を与えうると考えられる。一方で、新契約獲得における役務に対する対価との関係や保険代理店の財務構造も含めて、さらに多面的に分析する必要があると考えられる。

こうしたことから、乗合代理店における比較推奨販売やアフターフォローに係る業務負荷の実態のほか、支払タイプの違いによる販売の動向等についてさらなる分析を行い、「代理店手数料と比較推奨販売の関係性」について、引き続きモニタリングを継続していく。

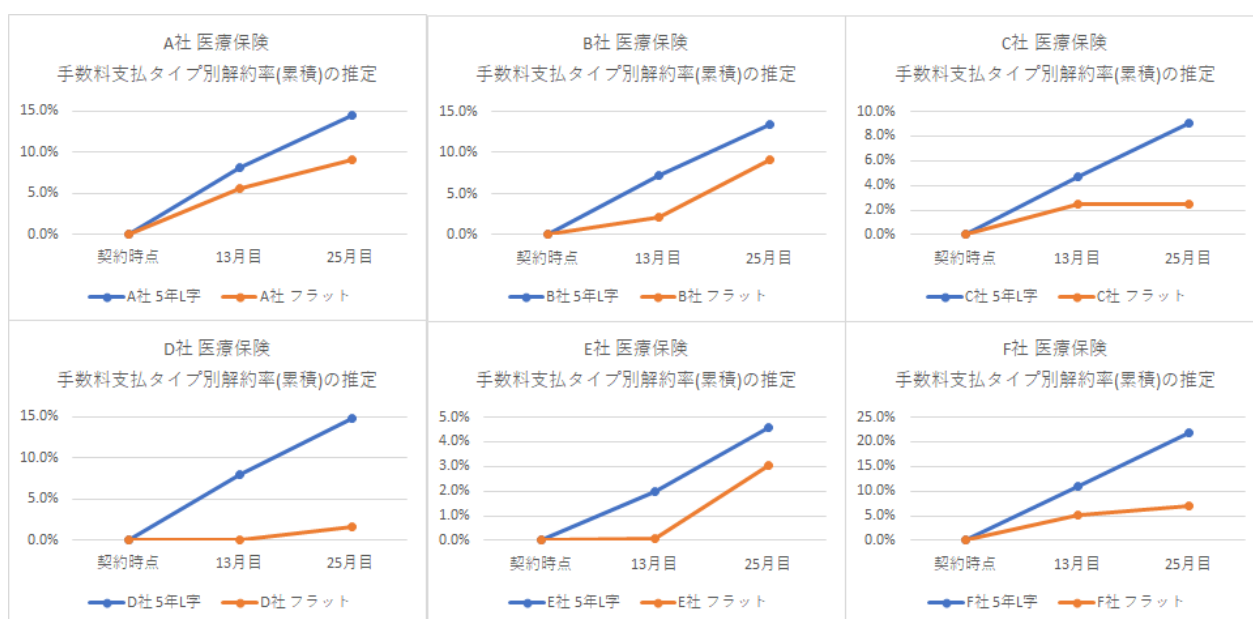
⁷⁴ 契約内容の定期確認や保険金・給付金の請求サポート等。継続手数料はその原資となる。

(2) 医療保険における代理店手数料支払タイプと解約率(累積)の分析

(参考 33)は医療保険(無解約返戻金型)に関して、5 年 L 字タイプとフラットタイプ⁷⁵の両方に係る 13 月目と 25 月目の継続率の提供があった保険会社について、それぞれの社の解約率(累積)の推定値⁷⁶をグラフ化したものである。

すべてのグラフにおいて、5 年 L 字タイプのほうが解約率(累積)の推定値は高く、フラットタイプのほうが解約率(累積)の推定値は低い傾向が認められた。

(参考 33)代理店手数料支払タイプ別の解約率(累積)の推定値に関する各社の状況



(出典)金融庁作成

2025 事務年度においては医療保険に係る大局的な分析から開始したが、2026 事務年度においても引き続き当アンケートの分析を深めていく。

⁷⁵ 保険期間の全期間において平準的に手数料を支払うタイプのほか、保険期間の一部（当初 10 年間等）において平準的に支払うタイプも含む。

⁷⁶ アンケートにおいて保険会社から 13 月目（≒ 1 年）と 25 月目（≒ 2 年）の継続率を商品別に求めており、1 から差引することにより解約率（累積）の推定値が計算される。

5. 障がい者に配慮した取組

【金融行政上の課題】

保険会社等が顧客本位の業務運営を推進していくため、障がい者に対する社会的障壁が除去され、誰もが安全で利便性の高いサービスを享受できるようにすることが重要である。障害者差別解消法をはじめとする関連法令の整備や、障がい者団体からの要望等を踏まえ、保険会社等においても、合理的配慮の提供を含む取組の着実な進展が求められている。金融庁は、保険会社等と様々な対話を行い、この取組の実効性確保と継続的な改善を促していく。

【2025 事務年度の実績】

2024 事務年度に引き続き、保険会社等に対し、アンケート調査⁷⁷やヒアリングを通じて、障がい者の利便性向上に向けた取組状況について実態把握を行った。

保険会社においては、聴覚障がい者への対応に関する規程の整備率向上など、各社における取組が一定程度進展していた。一方、規程の整備自体は進展しているものの、現場における対応の個別性や判断の難しさから、運用面でのばらつきが生じているとの声もあり、社内研修等を通じた周知・対応力向上の一層の取組が期待される。

少額短期保険業者においては、代読・代筆等に関する規程の整備率向上など、取組が一定程度進展していたが、一方で、障がい者に関する各種規程が未整備のままの業者も一部に見受けられた。業務規模や取扱商品が限定的であること等を背景として、対応の優先順位付けが十分に行われていない事例も見られた。

また、聴覚障がい者等向けの公共インフラとしての電話リレーサービスや、通話の相手の音声文字化するアプリである「ヨメテル」については、各業態において、対応可能な業者が増加するなど一定の進展が確認されたものの、対応範囲はなお限定的にとどまっている。視覚障がい者等向けの点字や点字に代わる措置の整備状況については、必ずしも十分な進展が確認されておらず、コスト面や運用面での課題を理由に取組が進んでいない事例も見られた。音声コード等の読み取りによる音声案内やユニバーサルデザインを採用したパンフレット等、点字に代わる多様な手段を活用した対応も含め、より実効的な取組の検討が望まれる。

金融庁としては、保険サービスの利用者である障がい者の利便性向上を一層推進する観点から、障害者差別解消法の趣旨も踏まえつつ、アンケート調査やヒアリングを通じて把握した課題を業界と共有し、業界団体等とも連携しながら、保険会社等における取組の実効性向上を促していく。

⁷⁷ アンケート調査結果の詳細は、金融庁ウェブサイト「[保険会社等における障がい者等に配慮した取組に関するアンケート調査の結果](#)」参照。

V. 保険業界の信頼の回復と健全な発展に向けた対応

【金融行政上の課題】

金融庁及び財務局は、損害保険業界において、2023年に保険金不正請求事案及び保険料調整行為事案、2024年には情報漏えい事案が発覚したことを受け、行政対応や制度整備を行うとともに、各社における再発防止策の実施状況を継続的に確認している。

これらの事案の背景には、業界を取り巻く環境や商慣行に関する課題も指摘されていることから、業界全体として改善に向けた取組を進めていくことが求められる。

さらに、生命保険業界においても、営業職員管理、情報管理、保険募集管理等に関する課題が見られていることを踏まえ、保険会社及び保険代理店には、経営陣の関与の下で内部管理態勢やガバナンスの充実を図り、顧客本位の業務運営に向けた取組を継続していくことが期待される。

【2025 事務年度の実績】

1. 損保有識者会議・金融審損保 WG を踏まえた対応

2025 事務年度においては、「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」及び金融審議会「損害保険業等に関する制度等ワーキンググループ」の報告書における提言等を踏まえて、(1)2025 年5月に改正案を公表した監督指針の最終化(2025 年8月公表)、(2)令和7年保険業法改正等に伴う政府令の整備(改正施行令は 2025 年 12 月、改正施行規則等は 2026 年3月にそれぞれ公布)、(3)令和7年保険業法改正等に伴う監督指針の整備(2026 年3月公表)、(4)乗合代理店における適切な比較推奨販売の確保に向けた検討(2025 年 12 月に改正案公表)を行った。

(1)2025 年5月に改正案を公表した監督指針の最終化

2025 年5月から6月にかけてパブリックコメントを実施した監督指針の一部改正案について、2025 年8月 28 日にパブリックコメントの結果を公表するとともに、適用を開始した。

本改正においては、主に以下の内容を監督上の着眼点として新たに示した。

① 代理店手数料の算出方法適正化

今般の保険金不正請求事案において、代理店手数料の算出方法が、規模や増収面を重視し、コンプライアンスを含め、保険募集に係る顧客本位の業務運営の観点からの業務品質を必ずしも適切かつ十分に評価していなかったことが認められた。その結果、大規模な保険代理店において、業務品質を軽視した不適切な保険募集を誘発するインセンティブを与えているおそれがある。

これを踏まえ、代理店手数料の算出に当たって、顧客にとってのサービス向上等の観点に基づく「業務品質」を重視するとともに、コンプライアンス上不適切な事案の発生状況等を適切に反映させることを求めた。

② 保険会社から保険代理店への出向見直し

有識者会議の報告書においては、損害保険会社から保険代理店への出向者が保険募集に関する業務等に従事している場合には、顧客の適切な商品選択が阻害されるおそれがあるとの指摘がされている。また、2024 事務年度以降に発覚した情報漏えい事案においては、出向者による出向元の保険会社へ顧客情報等が不適切に共有されていた事例も判明している。

こうした点を踏まえ、保険会社に対して、保険募集に直接関与させないことを含めた出向方針の策定や出向者の適切な管理を行うための体制整備を求めた。

③ 保険代理店への過度の便宜供与の防止

有識者会議の報告書においては、出向と同様に、保険会社から保険代理店への過度の便宜供与についても顧客の適切な商品選択を阻害するおそれがあるとの指摘がされている。

これを踏まえ、過度の便宜供与の防止に向けて、社内規程の整備や内部監査の実施等の態勢整備を求めた。

④ 顧客等情報の適切な管理

情報漏えい事案への対応として、顧客等に関する情報の利用は業務遂行上の必要性がある役職員に限定されるべきとの原則を踏まえつつ、コンプライアンス部門の関与の下での適時・適切な検証も含め、顧客情報等を適切に管理するための態勢整備を求めた。

⑤ 政策保有株式の縮減

今般の保険料調整行為事案においては、政策保有株式の実績が少なからずシェアに影響を及ぼし、公正な競争を阻害していたことが明らかとなった。

これを踏まえて、保険会社の政策保有株式については、早期に縮減する方針の策定を求めるとともに、保有を継続する場合には、その合理性や目的について適切に開示を行うことを求めた。

⑥ 保険仲立人の活用促進

ワーキンググループの報告書における保険仲立人の活用促進に関する内容を踏まえ、従来、保険会社のみから受領することとされていた媒介手数料について、保険契約者からも受領できるように見直した。

(2) 令和7年保険業法改正等に伴う政府令の整備

「保険業法の一部を改正する法律」の施行を踏まえ、保険業法施行令及び保険業法施行規則等を改正した(改正施行令は 2025 年 12 月 19 日公布、改正施行規則等は 2026 年3月 30 日公布。2026 年6月1日施行)。

改正施行令では、改正法において措置された特定大規模乗合損害保険代理店の業務運営に関する体制整備義務と同様の義務を、大規模な乗合代理店である生命保険募集人に対して措置するとともに、保険仲立人の活用促進に向けた対応として、保険仲立人の保証金の最

低金額等の引下げ等を行った。

改正施行規則では、改正法及び改正施行令で措置された特定大規模乗合保険募集人⁷⁸及び保険会社に対する体制整備義務の細目を規定するとともに、改正法によって保険会社等による過度の便宜供与の禁止対象に、保険契約者等と「密接な関係を有する者」が追加されたことに伴い、その対象範囲を規定した。また、保険仲立人の活用促進に向けた対応として、海外直接付保に関する許可申請手続きにおいて、保険仲立人の意見書の添付を可能とすることなどについて規定した。

(3) 令和7年保険業法改正等に伴う監督指針の整備

上記(2)の令和7年保険業法改正等に伴う改正施行規則の整備に併せて、「保険会社向けの総合的な監督指針」についても、所要の改正を行った(2026年3月30日パブリックコメント結果公表。2026年6月1日適用開始)。

同時に、保険会社の保険金等支払管理態勢及び営業推進態勢、保険仲立人と保険代理店の協業等に関して、有識者会議報告書やワーキンググループ報告書においてなされた提言を踏まえた改正も実施した。

① 特に規模の大きな乗合代理店に関する体制整備

今般の保険金不正請求事案を通じて、特に規模の大きな乗合代理店に対して、保険会社による管理・指導が不十分となっていたほか、苦情や内部通報が矮小化されていたことが判明した。これを受けて、以下のとおり、法令及び監督指針の改正を行った。

a. 保険代理店に対する体制整備義務の強化

法令改正により、特定大規模乗合保険募集人に対しては、営業所ごとの法令等遵守責任者の設置や、本店等への統括責任者の設置、苦情処理・内部監査・内部通報に係る体制整備、保険募集指針の策定・公表、不祥事件の概要等の所属保険会社への共有等が義務付けられた。

これを踏まえ、以下の内容を監督上の着眼点として求めた。

- ・法令等遵守責任者及び統括責任者は、役員・従業員が法令等を遵守して保険募集の業務を実施するための助言・指導を的確に行うことができるよう、保険募集の実態の把握や定期的な検証、当該検証結果の経営陣への定期的な報告や改善に向けた対応を行うこと。
- ・統括責任者がその業務を適切に遂行できるよう、必要な人員の配置を含めた体制整備を行うこと。
- ・内部監査の実効性を確保するため、人員の確保や体制整備に対する経営陣の積極的な関与等を含めた、内部監査体制の整備を行うこと。
- ・保険募集指針においては、情報提供義務を適切に履行する旨や、苦情受付先等の明示、その他保険募集の公正の確保に関する事項を策定・公表すること。

⁷⁸ 保険業法第294条の4に規定する特定大規模乗合損害保険代理店及び保険業法施行規則第53条の13第1項に規定する特定大規模乗合生命保険募集人をいう。

b. 保険会社に対する体制整備義務の強化

法令改正により、保険会社に対しても、特定大規模乗合保険募集人の管理に関して、委託方針の策定や特定大規模乗合保険募集人における法令等の遵守状況を検証する管理責任者の設置が義務付けられた。

これを踏まえ、以下の内容を監督上の着眼点として求めることとした。

- ・委託方針において、特定大規模乗合保険募集人に対する教育・管理・指導や代理店監査の実施方法・頻度に関する考え方、過度の便宜供与の防止に向けて講じる措置の内容、法令等遵守責任者や統括責任者に必要な要件を定めること。
- ・委託方針に沿って法令等遵守態勢や遵守状況の確認・検証を行い、不備がある場合は是正を求めること。
- ・管理責任者がその業務を適切に遂行できるよう、必要に応じて適切に人員の配置を行うこと。

② 自動車修理業を兼業する保険代理店に関する体制整備

保険金不正請求事案においては、多額の収入保険料をもたらす自動車修理業を兼業する保険代理店による保険金請求に対して、当該保険代理店に対する営業上の配慮等から、過大な保険金が支払われていた。これを受けて、以下のとおり、法令及び監督指針の改正を行った。

a. 保険代理店に対する体制整備義務の強化

法令改正により、自動車修理業を兼業する特定大規模乗合損害保険代理店に対して、当該業務が保険金支払に不当な影響を及ぼさないよう、責任者の設置や適切な監視、社内規則整備、関係記録の保存等の体制整備のほか、これらの措置の実施方針の策定・公表が義務付けられた。これを踏まえ、以下の内容を監督上の着眼点として求めた。

- ・見積額の適切性等に係る記録の保存状況や、不正請求疑義事案の有無について、上記の責任者が定期的に調査・検証すること。
- ・不正請求疑義事案が把握された場合には、速やかに保険会社及び取締役会等の経営陣に対して報告を行うとともに、経営陣の指示・関与の下で、適切な措置を講じるための体制を整備すること。

なお、改正監督指針においては、ワーキンググループの報告書を踏まえ、保険会社から支払われる保険金を原資として対価を得る業務を行う全ての損害保険代理店において、その規模・特性に応じて、上記に準じた態勢整備がなされることが望ましい旨を示している。

b. 保険会社に対する体制整備義務の強化

法令改正により、保険会社に対しても、保険金の支払いに関する業務の公正かつ適切な実施を確保するための体制整備や、当該措置の実施方針の策定・公表、当該体制の下で実施した措置に係る記録の保存が義務付けられた。

これを踏まえ、以下の内容を監督上の着眼点として求めた。なお、後述のとおり、今般の改正監督指針においては、保険会社の保険金支払管理態勢について、以下の内容に

とどまらず、従前からの大幅な見直しを求めていることにも留意が必要である。

- ・ 本社の支払管理部門を担当する役員として、営業部門を担当する役員とは別の者を設置することや、支払管理部門・支払部門内の統制を確立させること。
- ・ 自動車修理業を兼業する特定大規模乗合損害保険代理店が上記 a.により講じる措置の適切性に疑義が生じた場合には、損害の確認や損害額の決定に必要な十分な知識・技能を有する者を確実に関与させること。

③ 保険会社から保険契約者等への過度の便宜供与の禁止

保険料調整行為事案に関連して、保険会社から保険契約者(グループ企業を含む)への便宜供与の実績が、保険契約締結に重要な影響を及ぼし、保険契約者間の公平性や保険業の健全な発展を阻害しているおそれがあった。これを受けて、今般の法令改正では、保険会社等による過度の便宜供与を禁止するとともに、その対象範囲に「保険契約者又は被保険者と密接な関係を有する者」を追加し、具体的な対象として保険契約者の親法人・子法人等を規定した。

また、監督指針において、禁止される取引として以下を例示することで、対象行為の判断要素を明確化した。

- ・ 保険契約数・引受シェア調整の前提として、保険会社・保険代理店が取引内容等を決定しているもの。
- ・ 保険会社・保険代理店の事業運営上の必要性等がないもの。

④ 保険会社の保険金等支払管理態勢の確立

有識者会議の報告書においては、保険金不正請求事案を受けて、損害保険会社における適切な保険金等支払管理態勢の整備の重要性が指摘された。

この趣旨を踏まえ、改正監督指針においては、保険会社の保険金等支払管理態勢の構築に関して、主な着眼点として、従前から求められてきた保険金の不払い等の防止に加えて、不正請求事案防止の観点を追加し、具体的には以下の内容を求めた。

- ・ 支払管理部門及び支払部門以外の第三者からの不適切な介入を排除するため、不適切な介入事例の明確化や、対応要領の整備とその関係部門への周知徹底等の措置を講じること。
- ・ 専門知識を有する人材の配置も含め、支払管理部門及び支払部門に十分な要員を確保すること。また、支払管理部門及び支払部門は、疑義事案について、関係者の協力も得つつ、深度ある調査・検証を行うこと。
- ・ 適切な保険金等支払管理態勢に向け、内部監査部門も検証を行うこと。

⑤ 保険会社の適正な営業推進態勢の確保

有識者会議の報告書においては、損害保険会社における売上(トップライン)の減少を懸念する営業上のプレッシャーの高まりが、今般の保険料調整行為事案の背景となっていたおそれがあると指摘された。

これを踏まえ、保険会社に対して、コンプライアンス上不適切なインセンティブとならない評

価体系の策定や、経営陣による営業推進態勢の定期的な検証を求めた。

⑥ 保険仲立人と保険代理店の協業解禁

ワーキンググループの報告書においては、販売チャネルが企業内代理店に集中している企業向け保険市場において、販売面での競争をより促し、保険市場の健全な競争環境を実現するため、保険仲立人の活用促進に向けた対応を行うべき旨の提言がされた。

これを踏まえ、保険契約者の誤認防止の観点から、業務分担の明確化や保険契約者及び保険会社からの同意の取得を前提として、保険仲立人等と保険募集人（保険代理店）等の同一契約の共同取扱い（協業）を認めた。

また、上記の活用促進に向けた対応と併せ、当局のモニタリング強化のため、保険仲立人による不祥事件の届出を求めた。

（４）乗合代理店における適切な比較推奨販売の確保に向けた検討

一部の乗合代理店において、保険会社からの便宜供与の実績に応じて顧客に提示・推奨する保険商品を選定するなど、自らの都合を優先した保険商品の販売を行っていた中、有識者会議やワーキンググループにおいて、乗合代理店の適切な比較推奨販売の確保についても議論が行われた。

2023 年には「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」の改正により、保険募集人を含む全ての金融サービス提供事業者に対し、顧客等に対する誠実公正義務が新設されたほか、有識者会議やワーキンググループにおいて指摘された、保険会社と乗合代理店との関係性や手数料等のインセンティブ構造に起因する販売行動の歪み、比較推奨販売に係る透明性の確保といった課題を総合的に踏まえ、特定の保険商品を推奨して販売する方法のうち、商品特性や保険料水準などの客観的な基準や理由等に基づくことなく、商品を絞込み又は特定の商品を顧客に提示・推奨する方法に係る規定を削除することとなった（施行規則の改正）。

これを受け、監督指針においては、乗合代理店による比較説明及び推奨販売について、顧客の最善の利益を勘案した業務運営を確保する観点から、主に以下の点を明確化した。

- ・ 顧客の意向に沿って保険契約を選別する場合には、事前に商品特性や保険料水準などの顧客が重視する事項を丁寧かつ明確に確認すること。
- ・ 比較説明・推奨販売を適切に実施するため、記録や証跡等の保存を含めた適切性の確認・検証を行うなど、必要な体制整備を図ること。

以上の保険業法施行規則及び監督指針改正案について、2025 年 12 月から 2026 年1月にかけてパブリックコメントを実施した。

2. 最近の不祥事案への対応

（１）営業社員等による不適切な金銭の取扱い

近時、一部の生命保険会社において、営業社員等による不適切な金銭の取扱い事案が確認されており、営業活動を通じて形成された顧客との信頼関係や取得した顧客情報が不適切

に利用されるリスクへの対応が重要な課題となっている。

こうした事案について、形式的に保険業務外の行為として整理するのではなく、生命保険会社の営業活動を通じて構築された顧客との関係性を背景として発生したものとして捉え、内部管理態勢や牽制機能の強化、不適切な行為の未然防止・早期発見に向けた取組の充実が重要である。また、顧客保護の観点から、被害が発生した場合には適切な顧客対応や再発防止策の実施が求められる。なお、これらの事案については、現在も調査・確認を進めているところであり、その結果を踏まえ、必要な対策について精査していく。

さらに、生命保険協会においては、廃業等募集人情報登録制度の見直しを通じて、不適切な金銭の取扱いに対する抑止機能の強化が図られている。金融庁としては、保険契約者等の保護の観点から、生命保険会社における内部管理態勢の実効性や再発防止策の実施状況に加え、業界の自主的な取組についても継続的にモニタリングしていく。

(2) 生命保険会社の出向者による情報持ち出し事案

一部の生命保険会社において、保険代理店への出向者による代理店内部情報の不適切な持出し事案が確認されたことを受け、金融庁は各生命保険会社に対し、自主調査の状況や再発防止策等について確認を行った。その結果、代理店の営業方針や業績評価体系、他の生命保険会社の商品情報等の内部情報が、出向者を通じて共有されていた事例が確認された。

各社においては、情報取扱いルールの整備・徹底、コンプライアンス研修の強化、牽制態勢の見直し、代理店営業部門への出向の見直しなどの再発防止策を進めている。一方、本事案を踏まえると、情報管理態勢やコンプライアンス意識の向上に加え、出向者管理や保険代理店との関係管理のあり方についても、適切な対応を図っていくことが重要である。

3. 保険代理店に対するモニタリングの強化に向けて

改正保険業法の施行を踏まえ⁷⁹、財務局も含めた当局のモニタリング体制を強化し、上乗せ規制が課される保険代理店を中心に、新たな制度に係る各種管理態勢の整備状況等を重点的にモニタリングする。モニタリングでは、リスクや問題の性質に応じてオンサイト(立入検査)とオフサイト(立入を行わないモニタリング)を適宜組み合わせ、問題が認められた保険代理店に対しては、必要な対応を講じていく。

また、保険代理店に対するモニタリングと合わせ、保険会社が保険代理店の規模、特性を踏まえて適時適切にリスクを検知し対応を図るための管理態勢を構築しているかなど、保険会社による保険代理店管理の実効性に着眼したモニタリングに取り組んでいく。

⁷⁹ 改正保険業法の成立に当たっては、衆議院財務金融委員会及び参議院財政金融委員会より「当局のモニタリングを総合的に行う態勢を確立するほか、業界における顧客本位の業務運営の徹底をさらに促すことなどにより、当該再発防止策の実効性を担保すること」等の附帯決議が付されている。

Ⅵ. 保険会社の3線管理態勢に関するモニタリング結果

【金融行政上の課題】

金融庁では、例年、保険会社の3線管理全般について、その時々的重要な課題等のテーマを設けた上で、それぞれの内部統制の実効性を確認するとともに、保険会社との対話を通じてその高度化を慫慂している。

2025 事務年度においては、近年、保険業界において問題が顕在化している ①企業内代理店の管理、②外部委託先の管理、③生命保険会社の営業職員の管理の3つをテーマとして、各保険会社の内部統制の機能発揮状況、その実効性などを確認した。

【2025 事務年度の実績】

(1) 企業内代理店に対する3線管理態勢の実効性

企業内代理店については、顧客企業との人的・資本的な関係性を有するなど、その業務運営に特有の課題があることから、損害保険会社による適切な管理・監督が重要である。金融庁が損害保険会社の3線管理態勢を確認したところ、コンプライアンス意識の向上や内部統制の強化に向けた取組が進められている一方で、その実効性向上や業務品質管理の高度化に向けて、更なる取組が求められる状況が認められた。

また、一部の企業内代理店では、実務運営に当たり損害保険会社による支援への依存が見られることから、自立的な業務運営に向けた人材育成や教育支援の強化が課題となっている。加えて、業務品質評価の充実や特定契約比率規制⁸⁰への適切な対応、企業内代理店特有のリスクを踏まえた監査・点検の高度化などについても、更なる改善の余地が認められた。

このため、各損害保険会社においては、企業内代理店に対する管理・監督態勢の実効性向上を図るとともに、内部統制や業務品質管理の強化に向けた取組を継続していくことが重要である。

(2) 外部委託先に対する3線管理態勢の実効性

保険会社においては、要配慮個人情報を含む重要な情報を外部委託先と共有していることから、外部委託先を含めたリスク管理の重要性が高まっている。このため、生命保険会社及び損害保険会社における外部委託先に対する管理態勢の実効性を確認したところ、委託先の業務遂行能力や情報セキュリティ対策の確認、再委託先を含めた管理、重大インシデント発生時の対応態勢などについて、各社において取組が進められていることが確認された。

一方で、委託先への確認手法の高度化、実地確認の実施態勢の整備、再委託先を含む多段階の委託先管理、サードパーティリスク管理の対象範囲や対応態勢について更なる検討の余地が認められた。さらに、重大インシデント発生時における PDCA サイクルの実効性向上についても課題が見られた。外部委託先に対する確認・管理については、委託先・保険会社双方の負担や実効性の観点も踏まえ、業界横断的な取組の検討も重要な課題となっている。

⁸⁰ 損害保険会社は、同比率が 30%を超えれば、代理店に対し、速やかに改善するよう指導することとなる。また、50%を超えた場合は、各損害保険会社の社内規程等に基づき、基本的には代理店委託契約の解除措置が講じられることとなる。

このため、各保険会社においては、外部委託先管理に係る内部統制の実効性向上を図るとともに、サプライチェーン全体を見据えたリスク管理態勢の一層の高度化に取り組んでいくことが重要である。

(3) 生命保険会社の営業職員に対する3線管理態勢の実効性

営業職員チャンネルを主要な販売チャンネルとする生命保険会社では、営業職員管理やコンプライアンス・リスク管理態勢の重要性が引き続き高まっている。生命保険協会による「営業職員チャンネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化にかかる着眼点」の浸透が進められているほか、各社においても不適切事象の未然防止や不正請求への対応強化に向けた取組が進められている。

一方で、営業職員の活動管理や高リスク職員に対する管理の実効性、発生事案の原因分析を踏まえた再発防止策の検討、不適切な募集行為等に着目したモニタリングの充実などについて、取組状況に差異が見られた。また、医療保険における不正請求への対応についても、多くの会社で審査・調査態勢の強化や商品改定が進められている一方、更なる対応の充実が期待される事例も認められた。

このため、各生命保険会社においては、営業職員管理を含む3線管理態勢の実効性向上や不適切事象の未然防止に向けた取組を継続的に進めていくことが重要である。

VII. 企業のリスクマネジメントの高度化に向けた検討会

【金融行政上の課題】

企業は、損害保険をめぐる環境及び経営環境の変化により、多様な不確実性に直面しており、リスクマネジメントの高度化は重要な経営課題となっている。リスクマネジメントの高度化により、事業の予見可能性を高め、キャッシュフローの安定化や資本コストの低減が実現されれば、企業の競争力向上や市場から求められるリスクプレミアムの低下を通じて、中長期的な企業価値の向上及び成長投資の拡大に寄与することが期待される。

また、我が国企業の成長投資は諸外国と比較して必ずしも十分な水準にあるとはいえず、企業には中長期的な企業価値の向上に向けた成長投資の拡大が強く期待されている。この観点から、保険の活用も含めたリスクマネジメントの高度化は、企業の成長投資を後押しする重要な要素と位置付けられる。

金融庁としては、こうした課題を踏まえ、企業のリスクマネジメント高度化と成長投資の促進に資する環境整備を進めていく必要がある。

【2025 事務年度の実績】

上記の課題認識の下、金融庁は経済産業省と連携し、企業がリスクを適切に管理しつつ、成長に向けた投資を推進できるよう、関係者間で共通理解を醸成することを目的として、「企業のリスクマネジメントの高度化に向けた検討会」を開催した。

本検討会には、企業、損害保険会社、保険仲立人等の幅広い関係者が参加し、2025 年 12 月から 2026 年3月にかけて計3回の会合を実施した。その議論を通じ、以下の点が整理・共有された。

(1) リスクマネジメントと企業価値・成長投資の関係

企業のリスクマネジメントの高度化は、事業の予見可能性の向上、キャッシュフローの安定化、資本コストの低減等を通じて、企業価値の向上や成長投資の拡大につながり得るとの認識が共有された。

また、我が国では株式市場が活況を呈する一方、成長投資は必ずしも十分ではないとの指摘もある中で、保険の活用も含めたリスクマネジメントの高度化が、企業の成長投資を後押しする重要な要素であることが確認された。

(2) 損害保険市場を巡る環境変化と構造的課題

自然災害リスクの増大や再保険市場の引受環境の厳格化を背景に、損害保険会社における引受リスクが拡大していることを踏まえ、これに対応するためには、より精緻なリスク評価に基づく U/W の高度化が不可欠であるとの認識が共有された。

その上で、日本市場においては、従来の取引慣行や市場構造を背景として、必ずしもリスク実態に即した U/W が十分に機能してこなかった面があるとの指摘がなされた。具体的には、料率水準がリスク対比で必ずしも十分でなかったことや、一社引受や固定的な引受シェアといった慣行等により、リスクに応じた契約条件の調整が行われにくい構造があった点が整理され

た。

こうした環境変化と市場構造の下で、U/W の高度化は、リスクに見合った適切な引受判断を可能とし、持続可能な保険市場の形成に資する取組として位置付けられることが確認された。

(3) 企業によるリスク把握・情報共有の重要性

U/W の高度化を実効的なものとするためには、企業側における対応が不可欠であり、自社のリスクを適切に把握・分析した上で、その内容を損害保険会社と十分に情報共有することの重要性が強調された。

企業が事業内容、資産構成、立地条件、サプライチェーン、リスク低減策等を踏まえた全社的なリスク評価を行い、その結果を共有することが、精緻な引受判断の前提となることが確認された。また、適切に情報共有が行われれば、引受条件の厳格化ではなく、適切な補償内容や引受条件の設定が可能となり、双方の取組が相互に影響し合い、引受条件や保険調達のあり方に影響を及ぼし得る関係にあることが示された。

(4) グローバル・スタンダードへの移行の必要性

グローバルな保険・再保険市場との比較を通じて、日本独自のビジネス慣行から脱却し、グローバル・スタンダードを踏まえた運営へ移行していく必要性が強調された。具体的には、詳細なリスク情報の開示を前提とした U/W や、引受能力に応じたシェア参入に加え、企業側においても保険会社のニーズを踏まえつつ、自社のリスク特性やリスク管理の取組を適切に説明していくことが一般的であるとの認識が共有された。こうした点を踏まえ、日本市場においてもこれらの考え方に基づく市場運営への移行の必要性が指摘された。

(5) 保険仲介者及び損害保険業界に期待される役割

保険仲介者（保険代理店・保険仲立人）については、企業のリスク分析、リスクファイナンスに関する助言、企業と損害保険会社の対話の円滑化等を担う専門的パートナーとして、リスクマネジメント高度化を支える役割が一層重要であるとの認識が共有された。

そのため、国内外の保険・再保険市場に関する知見を踏まえた提案力の強化や、人材育成を通じた専門性の向上の必要性が指摘された。

あわせて、損害保険業界としても、企業のリスクマネジメントの高度化を支援する観点から、業界が有する知見やノウハウを体系化し、企業に対して分かりやすく提供していくことの重要性が指摘された。具体的には、リスク評価やリスクファイナンスに関する基本的な考え方や実務を整理した業界共通のカリキュラム等を整備し、幅広く提供していくことが、企業のリスクマネジメントの高度化に資する取組として有効であるとの認識が共有された。

(6) 報告書の公表及び今後の対応

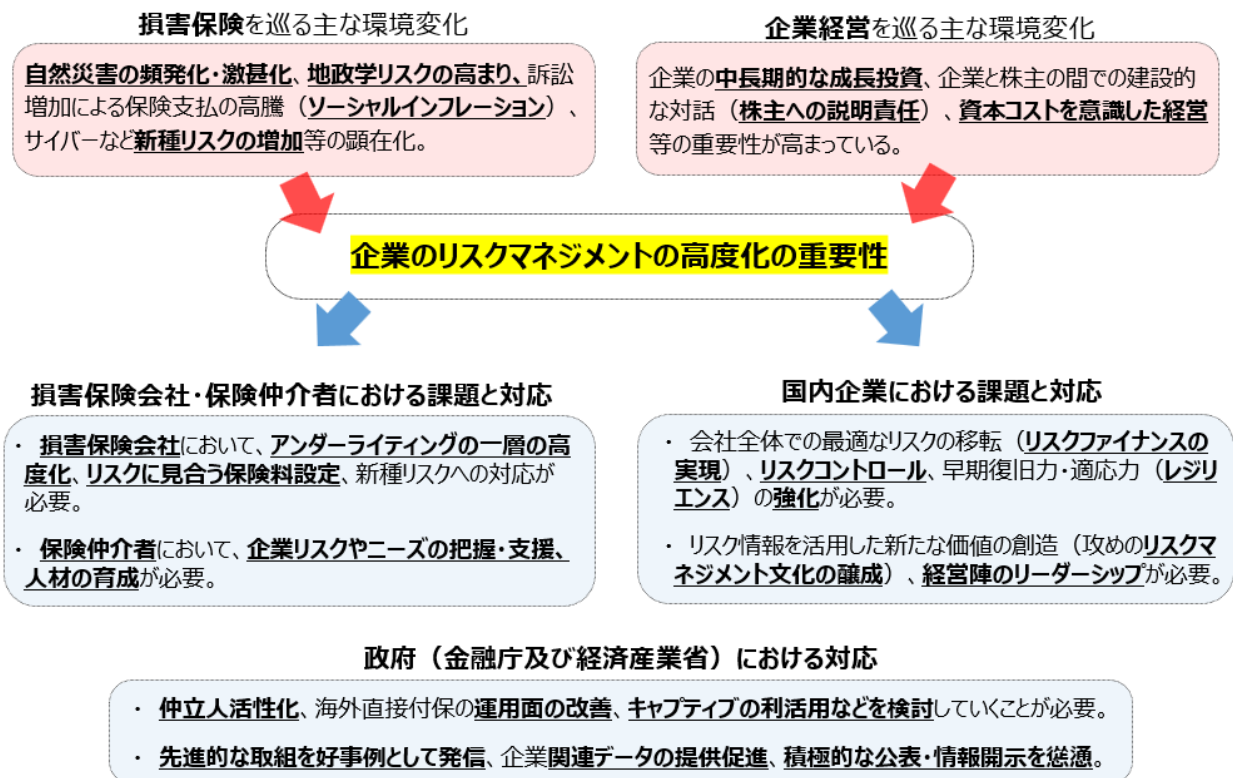
これらの議論を取りまとめ、「企業のリスクマネジメントの高度化に向けた検討会」報告書⁸¹を 2026 年 4 月 17 日に公表した。同報告書においては、企業のリスクマネジメントの現状と課題、

⁸¹ 金融庁ウェブサイト「[「企業のリスクマネジメントの高度化に向けた検討会」報告書の公表について](#)」

これらを踏まえた対応事項等について、整理されている。

金融庁としては、こうした検討会での議論及び報告書で示された方向性を踏まえ、企業のリスクマネジメント高度化と成長投資の促進に資する環境整備に向け、保険仲立人の活性化に向けた制度的対応のほか、海外直接付保の運用面の改善やキャプティブの利活用に向けた政策の検討等の取組を進めている。

(参考 34)「企業のリスクマネジメントの高度化に向けた検討会」報告書 概要ポイント



(出典)金融庁作成

Ⅷ. 少額短期保険業者の財務の健全性及び業務の適切性の確保について

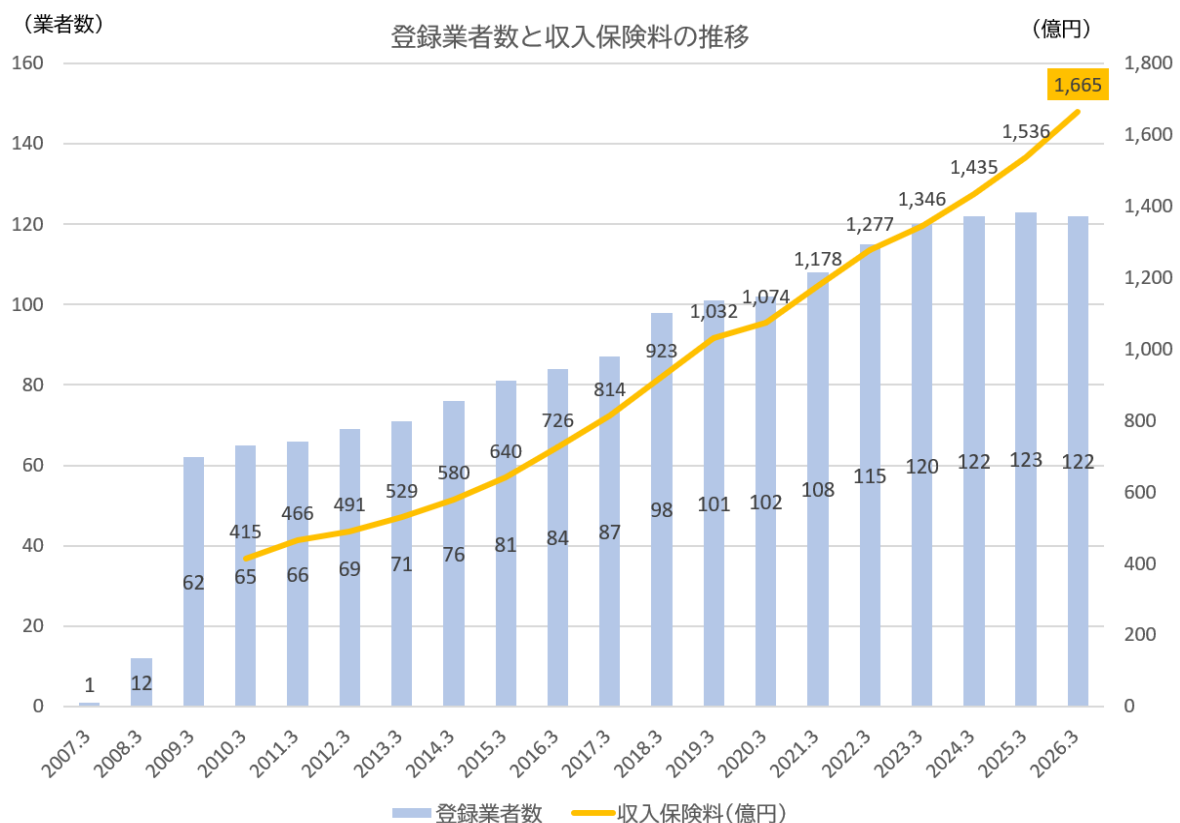
【金融行政上の課題】

少額短期保険制度の創設から 20 年が経過し、2026 年 3 月末の少額短期保険業者（以下、「少短業者」）は 122 業者、収入保険料 1665 億円となり、その規模・特性や取扱商品も多様化している。これに伴い、収入保険料等の市場規模も一貫して拡大傾向にある。また、少短業者は、登録制であり、異業種からの参入も多いことに加え、保険会社に比べて商品開発コストが低いこともあり、従来にはない斬新な保障・補償が提供されやすいといった特徴がある。

他方で、ガバナンスが脆弱な少短業者も多く、それに起因した問題が継続的に発生しているほか、赤字経営から脱却できず、財務面に課題を抱える少短業者が一定程度存在している。

このため、少短業者においては、適切な経営管理態勢の構築に加え、財務の健全性や業務の適切性の確保が引き続き重要な課題となっている。

（参考 35）少短業者数と収入保険料の推移



（出典）金融庁作成

【2025 事務年度の実績】

2025 事務年度においては、少短業者の適切な業務運営を確保する観点から、人的構成や資金繰り管理等の状況について、少短業者及びその主要株主等とのヒアリング及び対話を行った。

特に、基本的な経営管理態勢に懸念のある少短業者に対しては、経営の立て直しに向けた親会社や株主等からの多面的な支援が不可欠であることから、財務局と連携し、少短業者の主要株主に対して適切な業務運営に向けた態勢整備の必要性を説明するとともに、少短業者が、保険業法に定められた金融機関であることを認識させた上で、その必要な態勢整備やビジネスモデルのあり方等に係る対話を行った。

2025 事務年度においては、2024 事務年度に発覚した代表取締役による長期・多額の経費の不正取得や親会社による少短業者資金の無断流用等の金銭に関連する不適切な事案が認められた。また、少短業者の取り扱う商品に関しては、顧客の誤認を招く内容の情報発信が行われた事案が認められた。さらに、少短業者の商品開発においては、保険商品に係る検討・確認が十分でないまま開発が行われた事案が認められた。

このような事案も認められる中、各少短業者においては、適切な経営管理態勢や業務の適切性等を確保するための態勢整備に取り組むことが重要である。

一方、令和7年5月30日に成立した「保険業法の一部を改正する法律」等を踏まえ、少短業者の規模・特性に応じた態勢整備等を求める観点から、少短業者向けの監督指針についても改正を行い、監督上の着眼点を規定した。併せて、少短業者における共同保険契約の取扱いについても当局の基本的な考え方を監督上の着眼点として示した。

また、日本少額短期保険協会との意見交換会等を通じて、少短業者に対して、財務の健全性及び業務の適切性等の確保に向けた適切な経営管理態勢の構築を改めて促すとともに、少短業者向けの監督指針の改正の趣旨について説明を行い、顧客本位の業務運営の徹底を改めて促した。

【コラム】保険監督を巡る国際的な動向

保険会社の活動のグローバル化が進み、その事業やリスク・プロファイルが世界的な経済・社会動向とより密接に結び付くようになっている。こうした環境の下、保険会社の規制・監督の枠組みについても、国際的な観点が一層重要になってきている。

スイス・バーゼルに設置された保険監督者国際機構(IAIS)は、保険セクターの監督に必要な原則・基準・ガイダンス・支援文書の策定とそれらの実施支援を責任とする国際基準設定主体である。金融庁は、1998 年からメンバーとして IAIS に参加し、2008 年からは IAIS の実質的な最高意思決定機関である執行委員会の(共同)副議長を務めたほか、2023 年 11 月から 2025 年 11 月にかけて有泉金融国際審議官(当時)⁸²が、2025 年 11 月からは三好金融国際審議官が執行委員会の議長を務めている。また、2026 年6月には、2017 年から事務局長を務めてきたジョナサン・ディクソン氏に代わり、ジェリー・クロス氏が新事務局長に就任した。

IAIS では、保険契約者保護や金融安定の観点から様々な論点に係る取組を行っているところ、IAIS 及び関係機関による主要な取組の例として、以下が挙げられる。

- ・ 国際資本基準(ICS)：IAIS は、2024 年 12 月に採択した国際的に活動する保険グループ(IAIGs)に対する資本基準である ICS の実施評価について、対象を絞った法域の集中的な評価を 2027 年に開始することを目指している。これに向けて、現在、IAIS では、2025 年 7 月に公表した実施評価メソドロジーの策定のためのハイレベル原則を踏まえ、実施評価メソドロジーの策定を進めているほか、関係法域による ICS の実施状況に対する自己評価を実施している。また、IAIS では、ICS に係る監督上の報告及び公衆開示についての ComFrame 基準についての市中協議を 2025 年 11 月に公表したほか、ICS の実施支援に係る取組を行っている。
- ・ システミックリスクへの対応：IAIS は、2019 年 11 月に公表した「システミックリスクに対する包括的枠組み(HF⁸³)」の下、保険セクター全体及び保険会社個社の潜在的なシステミックリスクを適切に捉えるため、年次の「グローバルモニタリング活動(GME⁸⁴)」を実施している。その結果は「グローバル保険市場レポート(GIMAR⁸⁵)」として公表されており、2025 年の GIMAR では、「地経学的な分断が資産負債管理に及ぼす影響」、「プライベートクレジット投資の増加」及び「AI 利用とガバナンス」の3つを主要テーマとして取り上げた。加えて、IAIS は、2025 年に実施した GME 評価手法の3年に1度の見直しにおいて、保険会社個社のシステミックリスクスコア算出に用いられる指標について、定義及び算定方法の見直しや簡素化を含む改定を行い、改定後の GME 評価手法を 2025 年 11 月に公表した。

⁸² 2025 年 7 月に金融国際審議官を退任後、同年 12 月まで金融庁顧問を務めた。

⁸³ Holistic Framework。金融安定理事会(Financial Stability Board, FSB)は、2025 年に IAIS の HF を用いた評価の有効性のレビューを行い、その結果、2022 年に発表した、年次のグローバルにシステム上重要な保険会社(G-SIIs: Global Systemically Important Insurers)の特定を廃止し、HF に基づく IAIS の評価を活用するとした決定を再確認した。

⁸⁴ Global Monitoring Exercise

⁸⁵ Global Insurance Market Report

また、IAIS は、生命保険セクターにおける構造的変化(オルタナティブ資産への投資配分増加及び資産集約型再保険の利用増加)に関するイシューズペーパー⁸⁶を 2025 年 11 月に公表した。IAIS は、引き続き、これらの構造的変化がもたらす潜在的なシステミックリスクに係る分析や、実務的なガイダンスの策定等に取り組んでいる。

- ・ 再建・破綻処理: IAIS は、2024 年末に、再建・破綻処理に係る保険基本原則(ICP⁸⁷)・ComFrame を改定したことを踏まえ、2025 年 11 月、関連するアプリケーションペーパーの改定に係る市中協議を公表した。また、FSB も、「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」(Key Attributes)における再建・破綻処理計画要件の対象とすべき保険会社の範囲に係るガイダンスを策定し、2026 年4月に最終版を公表した。

加えて、FSB は、2025 年 11 月、Key Attributes に整合的な破綻処理計画基準に服する保険会社の年次のリストを公表し、FSB メンバー法域の当局による報告に基づき、17 の保険会社を報告した。本リストは、当局が保険会社向けの破綻処理枠組みの実施に取り組むにつれて今後も継続的に発展していくものとされている。

- ・ 自然災害に係るプロテクションギャップ: 近年、自然災害に係る保険のプロテクションギャップの拡大に関する議論が国際的に注視されている。IAIS は、2025 年南アフリカ共和国議長下の G20 の要請を踏まえ、世界銀行と共同で、様々な関係主体の間の連携や解決策について論じた報告書を 2025 年7月に G20 サステナブルファイナンス作業部会(SFWG)に提出した。また、南アフリカ共和国は、2025 年7月の G20 財務大臣・中央銀行総裁会議に際し、IAIS 及び世界銀行との共催により、自然災害に係る保険プロテクションギャップへの対処に関するサイドイベントを開催した。加えて、IAIS は、2025 年 11 月、GIMAR 特別編として、自然災害に係るプロテクションギャップの金融安定上の示唆に関する報告書を公表した。

IAIS 及び世界銀行は、G20 における議論を踏まえ、本分野における実践的な解決策を提示すべく取組を続けている。また、IAIS は、2026 年 G7 議長国フランスの下、経済協力開発機構(OECD)等の関係機関とも連携し、異常気象の経済・金融上の影響とプロテクションギャップへの対処についての議論に貢献している。

- ・ 気候関連リスク: IAIS は、監督上の報告及び開示を支援するための気候指標、及び自然災害モデルにおける気候変動の反映状況に係るメンバー向けの報告書を策定した。IAIS は、引き続き、メンバー向けに、当局が実施したシナリオ分析のレビューや、気候リスクに関する監督上の取組のリポジットの構築等に取り組んでいる。
- ・ テクノロジー及びオペレーショナル・レジリエンス: IAIS は、メンバー向けの文書として、AI の活用について監督当局が保険会社と対話を行う際の支援を目的とした AI クエスチョンバンクや、SupTech に係る報告書を策定したほか、保険セクターにおけるエージェンティッ

⁸⁶ Issues Paper on structural shifts in the life insurance sector

⁸⁷ Insurance Core Principles

ク AI の利用に係る報告書の作成に取り組んでいる。加えて、IAIS は、オペレーショナル・レジリエンスに関する監督上の目的及び監督上の実務を整理したアプリケーションペーパーを 2026 年2月に公表した。

金融庁としては、我が国における保険行政上の課題も踏まえ、今後も IAIS をはじめとする国際的な議論に一層積極的に参画・貢献していく予定である。